

第四十三回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第九号

昭和三十八年二月二十一日(木曜日)

午前十時三十九分開会

委員の異動

二月二十日

辞任

吉武 恵市君

補欠選任

日高 広為君

出席者は左の通り。

委員長 佐野 廣君

理事 柴田 榮君

西川 甚五郎君

永末 英一君

委員 太田 正孝君

川野 三晴君

田中 茂穂君

高橋 衛君

林屋 亀次郎君

堀 末治君

森部 隆輔君

野々山 一三君

鈴木 市蔵君

政府委員

大蔵政務次官 池田 清志君

事務局長

常任委員 坂入 長太郎君

説明員

大蔵省主税局長 志場 喜徳郎君

大蔵省関税局長 武藤 謙二郎君

総務課長

本日の會議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案

(内閣送付、予備審査)

○法人税法の一部を改正する法律案

(内閣送付、予備審査)

○関税法等の一部を改正する法律案

(内閣送付、予備審査)

○委員長(佐野廣君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

所得税法の一部を改正する法律案、関税法等の一部を改正する法律案、関税法等の一部を改正する法律案、以上予備審査の三案を一括議題とし、三案につきまして、提案理由の説明及び補足説明を順次聴取いたします。

まず、三案の提案理由の説明を願います。池田大蔵政務次官。

○政府委員(池田清志君) ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

最初に、所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度を確立するため、昨年八月税制調査会を設けまして鋭意検討を加えて参りましたが、昨年末同調査会から、最近における社会経済情勢の変化に応じて現行税制につきさしあつて改正を必要とする事項について、昭和三十

八年度の税制改正に関する臨時答申を得たのであります。その後、政府におきまして同答申を中心にさらに検討を

重ねた結果、昭和三十八年度におきましては、中小所得者の負担の軽減をはかることと、当面要請される資本蓄積の促進、社会資本の充実、中小企業の振興等に資するため、国税において平年度五百四十億円程度の減税を行なうことといたしたのであります。これらの税制改正諸法案のうち、今回、ここに所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。

第一は、中小所得者を中心とする所得負担の軽減をはかることとありま

す。すなわち、基礎控除を現在の十

円から十一万円に、配偶者控除を現

在の十万円から十五万円に、それぞれ

引き上げるとともに、十五才未満の扶

養親族の扶養控除額を現在の三万円か

ら三万五千円に引き上げることとして

おります。また、これらの諸控除の引

き上げに関連して専従者控除について

も、青色申告者の場合は年令二十才以

上の専従者の控除限度額を現在の十二

万円から十二万五千円に、二十才未満

の専従者の控除限度額を現在の九万円

から九万五千円に、白色申告者の場合

はその専従者の控除額を現在の七万円

から七万五千円に、それぞれ引き上げ

ることとしております。

以上申し述べました諸控除の引き上

げにより、夫婦子三人計五人家族の標

準世帯を例にとりますと、所得税が課

されないのであります。給与所得者で

は現在の約四十一万円までが四十五万円までに、事業所得者のうち、青色申告者については現在の約三十九万円までが四十二万円までに、白色申告者については現在の約三十四万円までが三十七万円までに、それぞれ引き上げられることとなるのであります。

次に、少額貯蓄を優遇するため、従来の国民貯蓄組合制度にかえて、制度の合理化をはかりつつ、新たに一人一種類、かつ、一店舗に限り元本五十万円までの預貯金等について、その利子所得に対する所得税を免除することとしております。

さらに、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除制度について控除未済の外国税額について五年の繰り越し控除を認めることとする等、制度の拡充合理化をはかつております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。

第一は、中小企業者の税負担の軽減措置の一環として、同族会社の留保所得に対する課税につき改正を行なうこととあります。すなわち、現在、同族会社の課税留保所得金額の計算は、同族会社が留保した金額から、課税所得金額の百分の十に相当する金額と年五十万円とのいずれか多い方の金額を控除することとして行なわれておりますが、今回の控除額を、課税所得金額の百分の十五に相当する金額と年百万円とのいずれか多い方の金額とするよう改めることとして行なうのであります。

また、海外事業活動の振興に資するため、法人の外国税額控除制度について、所得税と同様に、その拡充合理化の措置を講ずることとしております。

最後に、関税法等の一部を改正する法律案につきまして、御説明いたします。

現行関税率表は、一昨年全面改正を行ない、さらに貿易自由化の繰り上げに対応して、昨年、その一部につき改正を行なつたのであります。その後、経済状況等も変化して参つておりますので、これに対処するため、関税率について所要の調査を行なう必要が生じたのであります。このため、政府は、一般の関税率改正について昨年十月に、また、石炭対策の一環として石油の関税率改正について同年十二月に、それぞれ関税率審議会に対し諮問し、同年十二月二十五日及び二十七日にその答申を得ましたので、これに基づきまして、関税率法及び関税暫定措置法につき、改正を行なうこととした次第であります。

関税率の調整にあたりましては、関税による国内産業保護の要請のみでなく、国内における需要産業、一般消費者等に及ぼす影響をも十分考慮するとともに、国際的な関税引き下げの動向もしんじやくして、広く、わが国経済の強化、発展という観点から検討を加えたのであります。

その結果、関税率の改正を行なうこととする品目は、関税率法及び関税

暫定措置法を通じ、三十八品目でありまして、その内訳は、税率を引き上げる品目十三、一部について税率を引き上げる品目三、税率を引き下げる品目十八、関税割当制度を採用する品目一、関税割当制度を廃止する品目一、分類を変更する品目二となっております。

石油につきましては、石炭対策の一環として、二年間に限り、原油の基本税率一キロリットル当たり五百三十円を暫定的に一キロリットルにつき六百四十円に引き上げるほか、重油についてもこれに見合ひ関税の引き上げを行なうとともに、石炭の長期引き取り契約を行なっている電力業及び製鉄業において消費する重油については、従来の還付のほか、その引き取り量増加に伴ひ補てん措置として今回の原油関税引き上げ分等に相当する額を、負担増加の額を限度として、特別に還付することとしております。

このほか、本年三月三十一日で適用期限の到来する重要機械類、給食用脱脂粉乳、原子力研究用物品等、航空機及びその部分品等、農林漁業用重油、肥料製造用原油、ガス製造用原油及び石油化学製品等製造用触媒の暫定免税、石油化学原料用揮発油等にかかる関税の還付並びに関税暫定措置法別表の品目の暫定税率中、国民経済上継続

の必要があると見られるものの適用期限をそれぞれ延長することとしたしております。なお、石油化学におきましては、最近灯油及び軽油を原料として使用する事実がありますので、これらについても関税の還付を行なうこととしたいたしました。

次に、関税制度についてであります。ガット締結国である外国がわが国の輸出品に対して譲許の撤回等の緊急措置をとった場合は、これに対抗するため、特定品目の譲許を停止して一定範囲内で税率を引き上げる等の措置をとれることとしたいたしました。

なお、オリンピック大会等国際的な運動競技会で使用される物品で再輸出されるもの及び市町村等が設置するごみ焼却設備用物品のうち国産困難なものについては、その使用目的等にかんがみ関税を免除することとするほか、特定用途免税品の一部につきその用途外使用を規制する等、所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上三法案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますよう、お願い申し上げます。

引き続き、これら三案の補足説明をお願いいたします。志場税制第一課長。

○説明員(志場喜徳郎君) まず、所得税法の一部を改正する法律案と法人税法の一部を改正する法律案の二法律案につきまして、簡単に補足説明を申し上げます。

今回の国税の改正は、規模におきまして、租税特別措置法等の改正を含めまして、初年度約四百四十二億円、平年度で五百四十億円と相なるわけでございますが、そのうち、ただいま提案されております二法律案におきましては、減税額は、初年度で二百九十六億円、平年度で三百五十億円という規模でございます。そのうち、さらに分け見ますと、所得税の改正におきましては、諸控除の引き上げによりましては、減税額が、初年度で二百七十七億円、平年度で三百二十億円でございます。法人税の改正の点につきましては、初年度十九億円、平年度約三十億円、大体こういふような規模に相なっております。

まず、所得税法の改正案でございますが、先ほど提案理由で申し述べられておりますとおり、主要な点は三点でございます。第一点は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び専従者控除の諸控除の引き上げでございます。第二点は、少額貯蓄免税制度の導入でございます。第三点は、外国税額控除制度の改善でございます。

第一点の基礎控除の引き上げでございますが、これは昨年来消費者物価、ことに食糧費等の値段の高騰によりまして生計費が高まってくるということにかんがみまして、負担の軽減をはかりますために課税最低限の引き上げを行なうというものであります。所得税におきまして課税最低限、すなわち所得税がかからない限度をいかなる金額を目安として定めるかということにつきましては、いろいろと議論の立て方があろうかと存じますが、従来から所得税法におきましては、もちろん歳入の必要性等との関係もございまして、主として、その趣旨は、いわゆる最低生活費と申しますが、基準的な生活費と申しますが、そういう部門に所得税の負担を及ぼさないことが適当であろうということを中心と考えまして定めておるわけでございます。具体的に申せばどういふふうな計算を基礎にして求めているのかということでございますが、やり方といたしましては、基準的な生計費を世帯構成員別にはじめてみようということをしていまして、つまり、マーケット・バスケット方式による食糧費を基準にし

て、基準的な生計費を求めるといふことをやっております。

若干専門的になりますけれども、マーケット・バスケット方式による食糧費と申しますのは、わが国の成年男子一日所要カロリー二千五百カロリーある程度の勤勞なりいたしながら健康な生活を続けていくためには、成年男子におきまして二千五百カロリーのカロリーを要するということになっております。それはまあ年齢別によりましてそのカロリー数が変わるわけでございますが、それを構成世帯の各構成員別の年齢を平均的なものを求めまして、その年齢に應ずる所要カロリーをはじまして、これを求めるためにはいかなる内容の食事をとる必要があるかということを考えまして、そのためにはどういふふうな献立であればよからうか、献立を必要とするか、私どもも専門家でございますので、これにつきまして従来から国立栄養研究所に依頼いたしまして、春夏秋冬に応じた献立を作っていたり、それぞれ三食分の献立を何種類か作っていたり、それによりまして、この算定の基礎になつております食物ごとにそれぞれの単価をかけた上で食費を求め、こういふことでございます。

で、その場合もちろんせいたくなく献立は考えませんが、通常のといひます

か、最も簡素な献立でございませうけれども、そういうものをばじきまして、まず食費を求めまして、あとそれを生計費に直すわけでございますが、これにつきましては別途の家計調査——総理府でいたしております家計調査がございませうけれども、これは勤労世帯でございますが、その家計調査におきましてそれぞれの世帯別に出ておりますから、ただいま算出したマーケット・バスケットによる食糧費の金額の上に世帯ごとに最も近い食糧費の支出金額が現われておるといふ、そういう世帯におけるエンゲル係数を求めまして、そのエンゲル係数が先ほどの標準的な食糧費を割り戻していきまして、基準的な生計費を求め、こういふ方式をやっておったのでありますが、その同じ方式を使い、昨年——昨年といいますが、ただいまの現行法の課税最低限を定めるのに用いました当時に比べまして、昨年の中ごろないしは下期にかけての物価の状態を考えながら同じ計算をいたして参りますと、そこに上昇が見られるわけでございます。その上昇をそのままにしておきますことは、所得税の負担がその分だけ過酷に及んでいくだろうということが考えられますので、その上昇分を最低カバーしようじやないか、相殺しようじやないかというのを目安に、今回の課税最低

限の金額が求められまして、それを各種控除に割り振ったものでございませう。これによりまして現行の課税最低限をきめる際を目安としました程度のものにつきましては、今回の改正案によりまして、物価上昇にかかわらず、大体それをカバーしておるといふふうに考へるものでございませう。これが課税最低限に關係する各種控除の引き上げでございます。あとはその金額だけでございませうので、別段法律的にむずかしい点はないと思ひます。

第二番目の少額貯蓄の免税制度の導入でございますが、これにつきましては、現在国民貯蓄組合法というのがございまして、その中で、その国民貯蓄組合の利子につきましては所得税をかけるないという規定が入っておりますが、この法律は戦争中のものでございませうし、むしろこれを所得税法本法に取り入れまして、零細なる預貯金利子についてはこれを非課税にするというところが適當ではなからうかというところで、国民貯蓄組合法にかへまして所得税法で非課税措置を設けよう、こういうこととございまして、その内容は、預金、あるいは合同運用信託、あるいは公社債ないしは公社債投資信託、以上三種類のうちの一種類を選ん

だきまして、しかもある特定のそれを取り預入先の金融機関を選んでいただきます。その窓口で元本五十万円までのそれらの預金あるいは公社債、公社債投資信託の有価証券の購入、あるいは合同運用信託の預託というものをやっていたいただきますと、その利子に対して所得税をかけることにするものでございませう。

つまり、簡単に申しますと、一人一店舗一種類の預貯金の元本五十万円までの利子については免税にする、こういうもので、従来の国民貯蓄組合法も元本が五十万円までということになつておりましたが、これは各営業所ごとに五十万円までの限度というものが守られるという建前に相なつておりますけれども、各店舗に分けて、一人が数店舗にそれぞれ持った場合に、これを総合してその一人の人について五十万円までであるかどうかの確認につきましては、十分な取り締まりと思ひますか、規制は行ないにくかつたと思ひるのであります。

なお、架空名義等によるその制度の乱用というふうなことによりまして、大きな貯蓄を持つている人が乱用するといふような弊害もいわれておつたわけでございます。昨年この制度の改正が行なわれましたけれども、なおその点につきましては十分な改善を加え得なかつたのであります。今回はその点にかんがみまして、一人一店舗一店舗五十万円まででございます。そのためには納税者の方が、預貯金者の方の銀行等の店舗を通じて所轄の税務署に対して少額貯蓄非課税申告書なるものをお出し願ひ、こういうことになつておるのであります。もつとも、その中身は、ただ本人の住所氏名が確認されればいゝわけでございます。したがういまして、お互い同士、彼はだれの子供であるとか、奥さんであるとか、そういう続柄關係なり、あるいははどれだけの預貯金をするのであるかという元本の金額なり、そういうことは書かないのであります。ただ本人の住所氏名が正当であるということさえわかればいゝわけでございますが、そういう申告書を出していただきます。それが銀行の窓口から、銀行がまとめて税務署に送ってくる。その税務署は税務署ごとに名寄せをいたしておきまして、まあ二つ以上の金融機関においてそつた口座を持つておきまして、まあ二つ以上の金融機関にチェックになるというふうな仕組みになつておるわけでございます。

ただ、この場合に、この国民貯蓄組合法がしたがって廃止になります。四月一日からにわかになつて廃止する

という問題はございませう。従来国民貯蓄組合の預金利子につきましては、四月及び五月中に支払われるものは、何らの手續を要しないでそのまま従来の貯蓄組合法による非課税規定が働くことにしようとしておるわけでございます。六月以降引き続きその貯蓄組合を少額貯蓄免税の対象にしたいというときには、その最初の利払い期までに、先ほど申しました貯蓄非課税申告書とその金融機関にお出し願ひればよろしいということで、移り変わりを考へております。

なお、従来窓口貯蓄組合は一人当たり一店舗でございましたけれども、職域あるいは地域組合につきましては、預金を一口あるいは合同運用信託を一口ということ、合わせて百万円までの元本についての非課税制度があつたわけでございます。そういうふうな人たちは、従来の制度によりまして、一種の期待権と申しますか、二口まで待てるという既得権と申しますか、そういうものを持つておられますので、にわかになつてこれを奪うこともいかに考へまして、なお一年間につきましては、そういう組合員につきましては一人二口まで今度の少額貯蓄を持ち得る、こういうことになつております。その組合員は、昨年十二月末現在におきまして、地域組合あるいは職域組合の組合

員であつたといふことの証明がなされれば、一人一種類でなくて一人二種類まで、つまり合計で元本百万円まで免税対象になり得る。もつとも、この措置は一年間でございます。

こういふふうにしておりますが、少額貯蓄非課税制度でございます。

第三番目の外国税額の控除制度の改善でございますが、これは非常に技術的な問題でございますけれども、日本の法人あるいは個人が外国で事業をいたしまして所得を得ました場合に、この外国でも所得税ないしは法人税がかかるわけでございます。その場合には、わが国ではその所得も総合計算いたしまして、わが国の課税を行ないますので、そのままでは二重課税になるわけでございます。したがつて、それを緩和するために、わが国の税額から外国の税額を引くということで二重課税を防止しております。

これについての現在までの問題は、たとえばアメリカで一〇〇の所得を得ました場合に、アメリカの税率が日本よりも高いわけがあります。二万五千ドルをこえますと、その分には、法人の場合の例でございますが、五二％の法人税がかかっております。わが国の税率は上のほうで三八でございますので、その差引一四といふものが控除不足額、引き切れないといふものが出る

わけでございます。これは今しようがないといふことで飛ばしておるわけでありませんが、これを何とかできないかといふのが今回のポイントでございます。そのときに、それじゃあ引き切れない分までも全部引いてしまつたらどうかという議論もあるかもしれませぬが、そうしますと実は補助金のようになつてしまつて、わが国の国内で得た所得に対する所得税あるいは法人税までも食い込んでおるわけになります。これは不公平であるといふことから、各国ともそういう制度はいたしておりません。まだ國際的にも問題があらうと思つて、

したがつて、三八という税率の範囲内における控除をしなければなりません。これについていふと、大抵アメリカの現行の制度にもならぬとして、五年間その控除不足額を繰り越していくといふことを考えたのが今回の措置でございます。たとえば、ある年に控除不足額が出ますと、それを五年間繰り越していくのであります。その五年間のうちに、たとえば税率の安い国において所得を得たといふことがその法人なら法人で出てくるかといふと、そこでわが国の三八といふものが余つてくる場合もあります。そういうことも期待さ

れません。なお、だんだんと所得が年を追つてふえるといふことを前提に考えますと、ことし一〇〇であつた所得が来年二〇〇になるといふことになりますと、来年におけるわが国の控除限度額は、二〇〇に三八％をかけますと七六までいくわけがあります。一方、外国の所得に対する外国における所得税が年度おくれるといふと、それはまだまづ参りませんので、わが国の限度額だけが先に計算されまして、そこに食い込んで、いわば先引きで控除していくことになりまして、だから、所得が將來ふえるであらうといふこと、ないしは税率の安い国に企業が進出し、ないしはそこでの所得を得るといふことを考えました場合に、現在控除不足でありましても、五年間繰り越していけば、そういう引き切れるチャンスが出てくるであらうといふことがみそであります。非常に技術的でございますけれども、そういうことによりましてできるだけ二重課税を長い目で防除していきたいといふのが外国税所得控除の改正でございます。そういう点は所得税、法人税も同じでございます。

法人税につきましても、残る点は中小企業を主として考えました同族会社の留保所得課税の軽減でございますが、税率は改正いたしません、どの

くらしい金額留保所得からその課税が行なわれるかという点につきまして、これを引き上げております。現在は課税所得の一割または五十万円のいずれか大きなほうを引きます、その残り

の留保所得に対しまして一割から二割までの課税を行なうこととでございますが、今回、同族会社における留保率といふものも参考にした、あるいは個人の所得税がこの二、三年間次第に軽減されてきておるといふようなバランスから考えましても、控除額を一割五分または百万円のいずれか大きな金額まで引き上げることにいたしましたわけでございます。

以上、簡単でございますけれども、二法案につきまして補足説明を申し上げます。次は、
○委員長(佐野廣君) 武藤関税局総務課長。
○説明員(武藤謙二郎君) 関稅定率法等の一部を改正する法律案につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、税率の改正でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、今回お願いしておりますのは三十八品目でございます。一昨年の改正は大改正でございます、六百九十二になつております。昨年は百三十八でございます。ことしは三十八品目でございます。

税率の關係は、法律で申しますと、基本税率を直すほうは定率法のほうに載りまして、期間を限つて暫定税率を定める、このほうは暫定措置法と、両方に分かれておりますので、ごらんになる便宜上、改正税率(案)及び現行税率対照表」といふものをお配りしてございますが、これは暫定税率と基本税率と両方を、現行と改正と並べてごらんになりやすいように示してございます。

三十八品目の内容でございますが、引き上げが十三品目あるのでございますが、これは基本税率が三で、暫定税率の關係が十と、合わせて十三となつております。暫定税率の引き上げの中には、後ほど御説明申し上げますが、原油、重油とバナナといふようなものが含まれております。それから、一部引き上げといふのが三品目ございまして、これは全部暫定税率の引き上げでございます。次に、引き下げが十八品目ございまして、これは基本税率が

二、暫定税率が十六、こうなつております。それから、関稅割當制度を新しく採用するものといふのは、これは暫定で銅について関稅割當制度を採用するといふこととございます。それから、関稅割當制度を廃止するものが一品目ございまして、これは暫定税率の關係でタンクステン鉄でございます。

そのほか分類変更二というものが基本税率のほうでございませう。合計しまして、基本税率の關係が七、暫定税率の關係が三十一、合わせて三十八となっております。

その中で主要品目について簡単に御説明いたしますと、まず、先ほどの「改正税率(案)及び現行税率対照表」をめぐっていただきますと、最初にバナナがございませう。バナナにつきましては、このページの真ん中の辺に「バナナのうち生鮮のもの」というのがございまして、現行に基本税率が三〇%、暫定税率が五〇%、こうなっております。改正案では、基本税率は動かさず、四月一日から一年間を限って暫定税率を七〇%に引き上げることになりました。これは、現在の五〇%の税率のままで四月一日から自由化することはいろいろと国内の競争のくだもの等につきまして影響があるということで、七〇%に二〇%引き上げて自由化をスタートする、こういうことではございませう。

それから、次は、石油の關係でございませうが、この表をずっとめぐっていただきますと、十三ページにございまして、十三ページに番号「二七〇九、石油(原油に限る)」というところがございませう。ここに現在の一キロリットル当たり五百三十円が、今度暫定で、

約二%の引き上げになりますが、六百四十円と、百十円引き上げる。これが原油の關係でございませう。

その次に、「二七一〇石油」云々としてございまして、真ん中よりちよつと下のところにカッコして、「(4) 重油及び粗油」というのがございまして、「イ」というところがございませう。この「温度十五度における比重が〇・九〇三七以下のもの」云々、これはいわゆるA重油でございまして、A重油は、現在が一キロリットルにつき八百二十円のもの、今度の改正で、原油の引き上げに見合います、百三十五円引き上げて九百五十五円となる、こういう案でございませう。それから、一枚めぐっていただきますと、十四ページにロというところがございまして、これがB重油でございませうが、現行が六百三十円が、百円引き上げて七百三十円になる。それから、下のほうへ行きましてハというものがございませうが、これがC重油でございませうが、C重油は現在の五百七十円が六百六十円と九十円引き上げになる、こういうことではございませう。

なお、原油の關係は、先ほど御説明申し上げましたように、石炭対策としてこういう引き上げをいたしたのでございませうが、さらに、長期引き取り契約を行なっている電力と鉄がさらに

今度引き取りを増加する、その補てん措置をいたしまして、暫定措置法の七条の六で特別還付という制度を設けてございませう。この還付の關係を申し上げますと、昨年原油の關稅が六%から一〇%に上がった際に、石炭の引き取りに協力する電力、鉄につきましては、その四%の値上り分を還付という形で返すことになっております。簡単に申し上げますと、電力と鉄は、従来どおり六%の税のかかった原油から出た重油を使うという形になっているわけ

でございます。今度は、先ほど申し上げましたように、その一〇%が二%上がりまして約一二%の關稅になります。さらに電力と鉄が石炭の引き取りを増加するということではございませうので、その二二%のうち、四%は昨年からの引き続いて返すわけですが、さらに六%を特別還付という形で、石炭の引き取りによって負担が増加する、それを限度として六%を返してやるということになっております。したがって、原油の關係だけにつきまして申し上げますと、昨年からの引き続いての還付が四%、それから特別還付が六%、合わせて一〇%、こうなっております。

なお、今度の改正で、重油のほうも原油に見合せて、先ほど申しましたように引き上げますので、この引き上げ分も特別還付として返す、こういうことになっております。

次は、對抗措置の關係でございませうが、これは定率法の九条の二の改正でございませうが、現在ガットで認めておられます緊急關稅につきましては、国内法で、政令で緊急關稅を動かせる、こういうことになっているのでございませうけれども、同じように、ガットで認めております措置で、外国が緊急關稅をしいた、そのときに、こちらが對抗措置をとる、この關係につきましては国内法の手続がございませう。したがって、日本としてはこれに対して對抗措置がとりにくい。しかも、この對抗措置はガットの規定で、緊急にやらないとれない、こういうことになっております。そこで、そういう点を補うために、政令で對抗措置をとれるということにはいたしたいと思ひまして、法律の改正をお願いしております。

それから、最後は、特定の減免税物品の用途外使用の規制の關係でございませうが、これは定率法の十三条その他の改正でございませう。これは特定の用途に供することを条件に輸入原料品等の關稅を減免した場合、従来は製造のつど製品検査を行なう、こういうことになっております。製品が連続的にできるといふ場合には、この方法は業者にも非常に不便です、税関のほうも非常に手間がかかります。そこで、そ

ういふ実態に即応するために、製品検査を随時の検査にする、こういうことにいたしました。一方、現在暫定措置法の關係では、こういう特定用途の免稅、減稅という關係につきましては、用途外使用を禁止する規定があり、また罰則がある、こういうことになっておりますので、今回の關係につきまして、もそれと均衡をとりまして、同じような規定の整備をする、こういう内容でございませう。

大体關稅定率法等の一部を改正する法律案につきましての説明は以上のおりでございませう。よろしくお願ひいたします。

○委員長(佐野廣君) 以上で補足説明は終わりました。

○森部隆輔君 資料の要求をいたしましたと思ひますが、その第一は、所得稅の納稅者中、農家の所得稅納稅者は全所得稅納稅者の何%であるか、数字をひとつ。最近五カ年間くらいの数字を……。

それから次は、農家の所得稅の納稅者中、主として農業の所得のみで所得稅の納稅者の対象となっている農家の數、最近は農外所得が非常に多いので、私の聞かんとするところは、農家の農業所得だけで納稅者としての対象となつてゐる數がわかれば、その數をひとつ示してもらいたい。それが第二です。

それから、次は、今度新たに農業近代化資金の貸付について、従来は系統

農協を代理貸付の機関にしておつたのですが、新たに銀行に代理業務をやらせることに今度改正をする案があるようであり、各府県ごとに、利子補給を始めて以来今日までの各府県ごとの借り入れ申し込み額と、貸付を決定した金額。これは、利子補給は最近始めたものでありますから、最初からのやつを各府県ごとに示してもらいたい。それから、なおついでに、これに関連いたしておりますが、利子補給は県と国がおの一分ずつというよりなことではないかとありますが、県によつては二分、あるいはその他それ以上のところもあるかもしれませんが、必ずしも県は一率ではないので、各府県ごとに利子補給しておるその率をひとつお調べ願いたいと思います。

それから、第三に、今度、農林漁業金融公庫の資金量を増加することが提案されておりますが、公庫設立以来まだ十年そこそこありますので、これは地方によつていろいろ違うので、各府県ごとに借り入れ申し込みの金額と貸付を決定した金額を、これは非常に数字がめんどろと思いますが、貸付の対象費目ごとに、土地改良に幾ら申し込みであった、あるいは自作農資金に幾ら申し込みであったというように、対象費目ごとに貸付申し込み額と貸付決定額を、これまた、公庫は設立十年前後ですから、設立以来の数字を示してもらいたいということ。

次は、第四番目に、法人税中、農業協同組合、同連合会、それから漁業協同組合及びその連合会の納入しておる金額、これは最近五カ年間でけっこうですが、全体の法人税の何%になるか、何割になるか、その数字を調べて提供してもらいたい。

以上、資料をお願ひしたいと思ひますが、かなり数字がめんどろですが、多少日にちがかかってもよろこびますが、正確な数字をお願ひします。

○委員長(佐野廣君) よろしゅうございますね。

○政府委員(池田清志君) よろしゅうございます。

○委員長(佐野廣君) 本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時二十四分散会

二月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案

外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「事業の開始」を「事業の開始等」に改める。

第二条第三項中「募集をする者の店舗」の下に「(以下支店等」という。)を加える。

第二章の章名中「事業の開始」を「事業の開始等」に改める。

第三条の見出しを「(免許等)」に改め、同条第一項中「外国保険事業者が」の下に「日本に支店等を設けて」を加え、同条第二項中「日本において免許」を「前項の免許」に改め、同条に次の五項を加える。

3 日本に支店等を設けない外国保険事業者は、日本にある人若しくは財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約を締結してはならない。ただし、次項の許可に係る保険契約については、この限りでない。

4 日本に支店等を設けない外国保険事業者に対して日本にある人若しくは財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約の申込みをしようとする者は、当該申込みを行なう時までに、大蔵省令の定めるところにより、大蔵大臣の許可を受けなければならぬ。

5 大蔵大臣は、左の各号の一に該当すると認められる場合には、前項の許可をしてはならない。

一 当該保険契約の内容が法令に違反し、又は不正であること。

二 当該保険契約の締結に代えて、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)又はこの法律に基づき免許を受けた保険事業者との間において当該契約と同等又は有利な条件で保険契約を締結することが容易であること。

三 当該保険契約の条件が、前号に規定する免許を受けた保険事業者との間において当該契約と同種の保険契約を締結する場合に通常附せられるべき条件に比して著しく権衡を失するものであること。

四 当該保険契約を締結することにより、被保険者その他の関係者の利益が不当に侵害されるおそれがあること。

五 当該保険契約を締結することにより、日本における保険事業の健全な発達に悪影響を及ぼし、又は公益を害するおそれがあること。

二 当該保険契約の締結に代えて、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)又はこの法律に基づき免許を受けた保険事業者との間において当該契約と同等又は有利な条件で保険契約を締結することが容易であること。

三 当該保険契約の条件が、前号に規定する免許を受けた保険事業者との間において当該契約と同種の保険契約を締結する場合に通常附せられるべき条件に比して著しく権衡を失するものであること。

四 当該保険契約を締結することにより、被保険者その他の関係者の利益が不当に侵害されるおそれがあること。

五 当該保険契約を締結することにより、日本における保険事業の健全な発達に悪影響を及ぼし、又は公益を害するおそれがあること。

6 前三項の規定は、当該保険契約が再保険契約である場合その他大蔵省令で定める場合には、適用しない。

7 第一項の免許を受けた外国保険事業者は、日本にある人若しくは財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約については、大蔵省令で定める場合を除き、日本においてこれを締結し

なければならない。

第五号中「外国保険事業者」の下に「(第三条第一項の免許を受けたものに限る。以下第二十九条までにおいて同じ。)」を加える。

第九号第一項中「含む。」を「含む、第三条第一項の免許を受けたものに限る。」に改め、「昭和十四年法律第四十一号」を削る。

第十四号中「外国生命保険事業者は」を「外国生命保険事業者(第三条第一項の免許を受けたものに限る。)」に改める。

第十五号第一項中「外国損害保険事業者は」を「外国損害保険事業者(第三条第一項の免許を受けたものに限る。)」に改める。

第二十一号第一項中「日本において事業を営む」を「保険業法又はこの法律に基づき免許を受けた」に改める。

第三十四号の次に次の二条を加える。

第三十四号の二 第三条第三項の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四号の三 第三条第四項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十五号第一項中「前条」を「前三条」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算

なければならない。

「(第三条第一項の免許を受けたものに限る。以下第二十九条までにおいて同じ。)」を加える。

して十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月二十日予備審査のため、本委員會に左の案件を付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案

一、法人税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六條の次に次の一條を加える。
(少額預金等の利子所得の非課税)

第六條の二 個人が、命令の定めるところにより、左に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券を、金融機関その他の預金の受入れをなす者又は証券業者で命令で定めるものの営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下本条において金融機関の営業所等という。)において預入し、信託し、又は購入する場合において、当該預入、信託又は購入の際、当該預金、合同運用信託又は有価証券につき本項

の規定の適用を受けようとする旨を記載した書類で命令で定めるものを提出したときは、当該預金又は合同運用信託で当該書類に係るものにあつてはそれぞれその元本の合計額がその利子又は利益の計算期間を通じて五十万円をこえない場合、当該有価証券で当該書類に係るものにあつてはその利子又は収益の分配の計算期間を通じて(当該期間の中途において購入したものについては、その購入の日から当該期間の終了の日までの間を通じて。以下本項において同じ。)命令の定めるところにより保管の委託又は登録をしており、かつ、その額面金額又はこれに準ずる金額として命令で定めるもの(以下本条において額面金額等という。)の合計額が当該期間を通じて五十万円をこえない場合に限り、これらの計算期間に係る当該預金の利子、当該合同運用信託の利益又は当該有価証券の利子及び収益の分配については、所得税を課さない。

一 預金(前条第四号に規定するものを除く)。
二 合同運用信託。
三 公債及び社債並びに公社債投資信託の受益証券のうち、命令で定めるもの。

前項に規定する書類は、同項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券のうち第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載されたものにつき、かつ、当該申告書に記載された金融機関の営業所等に對してのみ、これを提出することができる。

第一項の規定は、個人が、命令の定めるところにより、その者の住所及び氏名並びに同項の規定の適用を受けた旨、同項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券のうちその適用を受けようとするもの並びにその適用を受けようとするものの預入、信託又は購入に係る金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載した申告書(以下本条において非課税貯蓄申告書という)を、当該金融機関の営業所等を経由し、最初に当該預入、信託又は購入をする日までに、政府に提出した場合に限り、これを適用する。前項の場合において、非課税貯蓄申告書が政府に提出されたときは、当該金融機関の営業所等においてこれを受理した日にその提出がされたものとみなす。

非課税貯蓄申告書には、第一項各号のうちいずれか一の号に掲げるもの及びその預入、信託、又は購入に係る金融機関の営業所等のうちいずれか一のものに限りこれを記載することができるものとす。

第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、第一項に規定する書類及び非課税貯蓄申告書の提出並びに当該申告書を提出した者がその提出後当該申告書に記載した住所又は氏名を変更した場合における申告に關する事項その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十一條の二第二項第一号中「十二万円」を「二十五万円」に、
「九万円」を「九万五千円」に改め、同條第三項第一号中「七万円」を「七万五千円」に改める。
第十一條の八中「十万円」を「十五万五千円」に改める。
第十一條の九第一項中「三万円」を「三万五千円」に改める。
第十二條中「十万円」を「十一万円」に改める。

第十五條の九第二項中「前項の規定による控除」を「外国税控除額の控除」に改め、同條第一項中「この法律の施行地外にその源泉がある所得につき」を削り、「当該所得の生じた日又は期間の属する年分の」を「当該」に改め、「命令の定めるところにより計算した金額」の下に「(以下外国税控除限度額という。)」を加え、「課せられた税額」を「課せられた所得税に相当する税(以下外国の所得税という。)」の額」に改め、

同項の次に次の二項を加える。
居住者がその年において課せられた外国の所得税の額がその年の外国税控除限度額をこえる場合(命令で定める場合を除く)において、その年の前年以前五年内の各年につき本条の規定により控除することができた金額のうち当該各年の外国税控除限度額に満たないものがあるときは、その年における前項の規定による控除の限度は、同項の規定にかかわらず、その年の外国税控除限度額に、当該各年の外国税控除限度額から当該控除することができた金額を控除した残額(命令で定める金額に限る)に相当する金額を加算した金額とする。

居住者がその年において課せられた外国の所得税の額がその年の外国税控除限度額に満たない場合において、その年の前年以前五年内の各年において課せられた外国の所得税の額のうち当該各年における前二項の規定による控除の限度をこえる部分の金額(命令で定める金額に限る)があるときは、当該こえる部分の金額に相当する額の外国の所得税は、その年において課せられたものとみなして、第一項の規定を適用する。

第三十八條第二項中「二千元」を「千五百円」に、「七十円」を「五十円」に改め、同條第五項中「三千元」を「三千五百円」に、「百元」を「百二十円」に改める。

別表第三及び第四を次のように改める。

第五部 大蔵委員會會議録第九号 昭和三十三年二月二十一日【參議院】

七

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得
税源泉徴収額表）

イ 月額表
甲 表
(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未 満	税 額											その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 に相当 する金額	
円 12,300	円 未 満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		円 0
12,300	12,500	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	817
12,500	12,700	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	836
12,700	12,900	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	855
12,900	13,100	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	875
13,100	13,300	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	894
13,300	13,500	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	913
13,500	13,700	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	932
13,700	13,900	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	951
13,900	14,100	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	971
14,100	14,300	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	990
14,300	14,500	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,009
14,500	14,700	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,028
14,700	14,900	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,047
14,900	15,100	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,067
15,100	15,300	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,086
15,300	15,500	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,105
15,500	15,900	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,124
15,900	16,300	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,163
16,300	16,700	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,201
16,700	17,100	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,250
17,100	17,500	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,322
17,500	17,900	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,404
17,900	18,300	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,487
18,300	18,700	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,569
18,700	19,100	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,651
19,100	19,500	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,734
19,500	19,900	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,816
19,900	20,300	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,899
20,300	20,700	530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,981
20,700	21,100	550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,063
21,100	21,500	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,146
21,500	21,900	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,228
21,900	22,300	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,311
22,300	22,700	650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,393
22,700	23,100	680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,475
23,100	23,500	710	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,552
23,500	23,900	750	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,628
23,900	24,300	780	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,704
24,300	24,700	810	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,780
24,700	25,100	840	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,856
25,100	25,500	870	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,932
25,500	25,900	910	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,008
25,900	26,300	940	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,084
26,300	26,700	970	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,160
26,700	27,100	1,000	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,236

イ 月額表
甲 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税 額												
27,100	27,500	1,030	260	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,312
27,500	28,100	1,070	290	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,388
28,100	28,700	1,120	330	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,502
28,700	29,300	1,170	370	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,616
29,300	29,900	1,220	410	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,730
29,900	30,500	1,270	450	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,853
30,500	31,100	1,310	480	250	20	0	0	0	0	0	0	0	0	3,993
31,100	31,700	1,360	520	290	60	0	0	0	0	0	0	0	0	4,185
31,700	32,300	1,410	560	330	90	0	0	0	0	0	0	0	0	4,377
32,300	32,900	1,460	600	370	130	0	0	0	0	0	0	0	0	4,569
32,900	33,500	1,510	640	400	170	0	0	0	0	0	0	0	0	4,761
33,500	34,100	1,580	680	440	210	0	0	0	0	0	0	0	0	4,938
34,100	34,700	1,660	730	480	250	20	0	0	0	0	0	0	0	5,106
34,700	35,300	1,740	780	530	290	60	0	0	0	0	0	0	0	5,266
35,300	35,900	1,820	840	570	340	100	0	0	0	0	0	0	0	5,425
35,900	36,500	1,900	890	610	380	150	0	0	0	0	0	0	0	5,584
36,500	37,100	1,980	940	660	420	190	0	0	0	0	0	0	0	5,743
37,100	37,700	2,060	1,000	710	470	230	0	0	0	0	0	0	0	5,902
37,700	38,300	2,140	1,050	760	510	280	40	0	0	0	0	0	0	6,061
38,300	38,900	2,220	1,110	820	550	320	90	0	0	0	0	0	0	6,220
38,900	39,500	2,300	1,160	870	600	360	130	0	0	0	0	0	0	6,379
39,500	40,100	2,380	1,210	920	640	410	170	0	0	0	0	0	0	6,538
40,100	40,700	2,470	1,270	980	690	450	220	0	0	0	0	0	0	6,697
40,700	41,300	2,550	1,320	1,030	740	490	260	30	0	0	0	0	0	6,856
41,300	41,900	2,630	1,380	1,090	790	540	300	70	0	0	0	0	0	7,015
41,900	42,500	2,710	1,430	1,140	850	580	340	110	0	0	0	0	0	7,174
42,500	43,100	2,790	1,480	1,190	900	620	390	150	0	0	0	0	0	7,333
43,100	43,700	2,870	1,560	1,250	960	660	430	200	0	0	0	0	0	7,511
43,700	44,300	2,950	1,640	1,300	1,010	720	470	240	10	0	0	0	0	7,730
44,300	44,900	3,030	1,720	1,360	1,060	770	520	280	50	0	0	0	0	7,949
44,900	45,500	3,110	1,800	1,410	1,120	830	560	330	90	0	0	0	0	8,168
45,500	46,500	3,220	1,910	1,480	1,190	900	620	390	150	0	0	0	0	8,387
46,500	47,500	3,360	2,040	1,610	1,280	990	700	460	220	0	0	0	0	8,752
47,500	48,500	3,490	2,180	1,740	1,370	1,080	790	530	300	60	0	0	0	9,117
48,500	49,500	3,630	2,310	1,880	1,460	1,170	880	600	370	130	0	0	0	9,482
49,500	50,500	3,760	2,450	2,010	1,570	1,260	970	670	440	210	0	0	0	9,847
50,500	51,500	3,900	2,580	2,150	1,710	1,350	1,060	760	510	280	50	0	0	10,212
51,500	52,500	4,030	2,720	2,280	1,840	1,440	1,150	850	580	350	120	0	0	10,577
52,500	53,500	4,170	2,850	2,420	1,980	1,540	1,240	940	660	420	190	0	0	10,942
53,500	54,500	4,300	2,990	2,550	2,110	1,680	1,330	1,030	740	490	260	30	0	11,307
54,500	55,500	4,440	3,120	2,690	2,250	1,810	1,420	1,120	830	570	330	100	0	11,672
55,500	56,500	4,570	3,260	2,820	2,380	1,950	1,510	1,210	920	640	410	170	0	12,037
56,500	57,500	4,710	3,390	2,960	2,520	2,080	1,640	1,300	1,010	720	480	240	0	12,402
57,500	58,500	4,840	3,530	3,090	2,650	2,220	1,780	1,390	1,100	810	550	320	0	12,767
58,500	59,500	4,980	3,660	3,230	2,790	2,350	1,910	1,480	1,190	900	620	390	0	13,132
59,500	60,500	5,120	3,810	3,370	2,940	2,500	2,060	1,620	1,290	1,000	710	470	0	13,497
60,500	61,500	5,280	3,960	3,520	3,090	2,650	2,210	1,770	1,390	1,100	810	550	0	13,933
61,500	62,500	5,480	4,110	3,670	3,240	2,800	2,360	1,920	1,490	1,200	910	630	0	14,350
62,500	63,500	5,680	4,260	3,820	3,390	2,950	2,510	2,070	1,640	1,300	1,010	720	0	14,750
63,500	64,500	5,880	4,410	3,970	3,540	3,100	2,660	2,220	1,790	1,400	1,110	820	0	15,150

イ 月額表
甲 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											
64,500	65,500	6,080	4,560	4,120	3,690	3,250	2,810	2,370	1,940	1,500	1,210	920	15,550
65,500	66,500	6,280	4,710	4,270	3,840	3,400	2,960	2,520	2,090	1,650	1,310	1,020	15,950
66,500	67,500	6,480	4,860	4,420	3,990	3,550	3,110	2,670	2,240	1,800	1,410	1,120	16,350
67,500	68,500	6,680	5,010	4,570	4,140	3,700	3,260	2,820	2,390	1,950	1,510	1,220	16,750
68,500	69,500	6,880	5,160	4,720	4,290	3,850	3,410	2,970	2,540	2,100	1,660	1,320	17,150
69,500	70,500	7,080	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120	2,690	2,250	1,810	1,420	17,550
70,500	71,500	7,280	5,530	5,020	4,590	4,150	3,710	3,270	2,840	2,400	1,960	1,520	17,950
71,500	72,500	7,480	5,730	5,170	4,740	4,300	3,860	3,420	2,990	2,550	2,110	1,670	18,350
72,500	73,500	7,680	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010	3,570	3,140	2,700	2,260	1,820	18,750
73,500	74,500	7,880	6,130	5,550	5,040	4,600	4,160	3,720	3,290	2,850	2,410	1,970	19,150
74,500	75,500	8,080	6,330	5,750	5,190	4,750	4,310	3,870	3,440	3,000	2,560	2,120	19,550
75,500	76,500	8,280	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020	3,590	3,150	2,710	2,270	19,950
76,500	78,000	8,530	6,780	6,200	5,620	5,090	4,650	4,210	3,770	3,340	2,900	2,460	20,350
78,000	79,500	8,830	7,080	6,500	5,920	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120	2,690	20,950
79,500	81,000	9,130	7,380	6,800	6,220	5,630	5,100	4,660	4,220	3,790	3,350	2,910	21,550
81,000	82,500	9,430	7,680	7,100	6,520	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010	3,570	3,140	22,150
82,500	84,000	9,730	7,980	7,400	6,820	6,230	5,650	5,110	4,670	4,240	3,800	3,360	22,750
84,000	85,500	10,030	8,280	7,700	7,120	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020	3,590	23,350
85,500	87,000	10,350	8,580	8,000	7,420	6,830	6,250	5,670	5,120	4,690	4,250	3,810	24,042
87,000	88,500	10,730	8,880	8,300	7,720	7,130	6,550	5,970	5,380	4,910	4,470	4,040	24,733
88,500	90,000	11,100	9,180	8,600	8,020	7,430	6,850	6,270	5,680	5,140	4,700	4,260	25,408
90,000	91,500	11,480	9,480	8,900	8,320	7,730	7,150	6,570	5,980	5,400	4,920	4,490	26,083
91,500	93,000	11,850	9,780	9,200	8,620	8,030	7,450	6,870	6,280	5,700	5,150	4,710	26,758
93,000	94,500	12,230	10,080	9,500	8,920	8,330	7,750	7,170	6,580	6,000	5,420	4,940	27,433
94,500	96,000	12,600	10,420	9,800	9,220	8,630	8,050	7,470	6,880	6,300	5,720	5,160	28,108
96,000	97,500	12,980	10,790	10,100	9,520	8,930	8,350	7,770	7,180	6,600	6,020	5,430	28,783
97,500	99,000	13,350	11,170	10,440	9,820	9,230	8,650	8,070	7,480	6,900	6,320	5,730	29,458
99,000	100,500	13,730	11,540	10,810	10,120	9,530	8,950	8,370	7,780	7,200	6,620	6,030	30,133
100,500	102,000	14,100	11,920	11,190	10,460	9,830	9,250	8,670	8,080	7,500	6,920	6,330	30,808
102,000	103,500	14,480	12,290	11,560	10,830	10,130	9,550	8,970	8,380	7,800	7,220	6,630	31,483
103,500	105,000	14,850	12,670	11,940	11,210	10,480	9,850	9,270	8,680	8,100	7,520	6,930	32,158
105,000	106,500	15,230	13,040	12,310	11,580	10,850	10,150	9,570	8,980	8,400	7,820	7,230	32,833
106,500	108,000	15,600	13,420	12,690	11,960	11,230	10,500	9,870	9,280	8,700	8,120	7,530	33,508
108,000	109,500	15,980	13,790	13,060	12,330	11,600	10,870	10,170	9,580	9,000	8,420	7,830	34,183
109,500	111,000	16,350	14,170	13,440	12,710	11,980	11,250	10,520	9,880	9,300	8,720	8,130	34,858
111,000	112,500	16,730	14,540	13,810	13,080	12,350	11,620	10,900	10,180	9,600	9,020	8,430	35,533
112,500	114,000	17,100	14,920	14,190	13,460	12,730	12,000	11,270	10,540	9,900	9,320	8,730	36,208
114,000	115,500	17,480	15,290	14,560	13,830	13,100	12,370	11,650	10,920	10,200	9,620	9,030	36,908
115,500	117,000	17,850	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020	11,290	10,560	9,920	9,330	37,733
117,000	118,500	18,230	16,040	15,310	14,580	13,850	13,120	12,400	11,670	10,940	10,220	9,630	38,558
118,500	120,000	18,610	16,420	15,690	14,960	14,230	13,500	12,770	12,040	11,310	10,580	9,930	39,383
120,000	122,000	19,130	16,850	16,120	15,400	14,670	13,940	13,210	12,480	11,750	11,020	10,290	40,167
122,000	124,000	19,730	17,350	16,620	15,900	15,170	14,440	13,710	12,980	12,250	11,520	10,790	41,167
124,000	126,000	20,330	17,850	17,120	16,400	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020	11,290	42,167
126,000	128,000	20,930	18,350	17,620	16,900	16,170	15,440	14,710	13,980	13,250	12,520	11,790	43,167
128,000	130,000	21,530	18,910	18,120	17,400	16,670	15,940	15,210	14,480	13,750	13,020	12,290	44,167
130,000	132,000	22,130	19,510	18,630	17,900	17,170	16,440	15,710	14,980	14,250	13,520	12,790	45,167
132,000	134,000	22,730	20,110	19,230	18,400	17,670	16,940	16,210	15,480	14,750	14,020	13,290	46,167
134,000	136,000	23,330	20,710	19,830	18,960	18,170	17,440	16,710	15,980	15,250	14,520	13,790	47,167
136,000	138,000	23,930	21,310	20,430	19,560	18,680	17,940	17,210	16,480	15,750	15,020	14,290	48,167

イ 月額表
甲 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
138,000	140,000	24,530	21,910	21,030	20,160	19,280	18,440	17,710	16,980	16,250	15,520	14,790	49,167
140,000	142,000	25,130	22,510	21,630	20,760	19,880	19,010	18,210	17,480	16,750	16,020	15,290	50,167
142,000	144,000	25,730	23,110	22,230	21,360	20,480	19,610	18,730	17,980	17,250	16,520	15,790	51,167
144,000	146,000	26,330	23,710	22,830	21,960	21,080	20,210	19,330	18,480	17,750	17,020	16,290	52,167
146,000	148,000	26,930	24,310	23,430	22,560	21,680	20,810	19,930	19,060	18,250	17,520	16,790	53,167
148,000	150,000	27,530	24,910	24,030	23,160	22,280	21,410	20,530	19,660	18,780	18,020	17,290	54,167
150,000	152,000	28,130	25,510	24,630	23,760	22,880	22,010	21,130	20,260	19,380	18,520	17,790	55,167
152,000	154,000	28,730	26,110	25,230	24,360	23,480	22,610	21,730	20,860	19,980	19,110	18,290	56,167
154,000	156,000	29,330	26,710	25,830	24,960	24,080	23,210	22,330	21,460	20,580	19,710	18,830	57,167
156,000	158,000	29,930	27,310	26,430	25,560	24,680	23,810	22,930	22,060	21,180	20,310	19,430	58,167
158,000	160,000	30,530	27,910	27,030	26,160	25,280	24,410	23,530	22,660	21,780	20,910	20,030	59,167
160,000	162,000	31,130	28,510	27,630	26,760	25,880	25,010	24,130	23,260	22,380	21,510	20,630	60,167
162,000	164,000	31,730	29,110	28,230	27,360	26,480	25,610	24,730	23,860	22,980	22,110	21,230	61,167
164,000	166,000	32,330	29,710	28,830	27,960	27,080	26,210	25,330	24,460	23,580	22,710	21,830	62,167
166,000	168,000	32,930	30,310	29,430	28,560	27,680	26,810	25,930	25,060	24,180	23,310	22,430	63,167
168,000	170,000	33,530	30,910	30,030	29,160	28,280	27,410	26,530	25,660	24,780	23,910	23,030	64,167
170,000	172,000	34,220	31,510	30,630	29,760	28,880	28,010	27,130	26,260	25,380	24,510	23,630	65,125
172,000	174,000	34,920	32,110	31,230	30,360	29,480	28,610	27,730	26,860	25,980	25,110	24,230	66,025
174,000	176,000	35,620	32,710	31,830	30,960	30,080	29,210	28,330	27,460	26,580	25,710	24,830	66,925
176,000	178,000	36,320	33,310	32,430	31,560	30,680	29,810	28,930	28,060	27,180	26,310	25,430	67,825
178,000	180,000	37,020	33,960	33,030	32,160	31,280	30,410	29,530	28,660	27,780	26,910	26,030	68,900
180,000	182,000	37,720	34,660	33,640	32,760	31,880	31,010	30,130	29,260	28,380	27,510	26,630	70,000
182,000	184,000	38,420	35,360	34,240	33,360	32,480	31,610	30,730	29,860	28,980	28,110	27,230	71,100
184,000	186,000	39,120	36,060	34,840	33,960	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580	28,710	27,830	72,200
186,000	188,000	39,820	36,760	35,440	34,560	33,700	32,810	31,930	31,060	30,180	29,310	28,430	73,300
188,000	190,000	40,520	37,460	36,040	35,160	34,300	33,410	32,530	31,660	30,780	29,910	29,030	74,400
190,000	192,000	41,220	38,160	36,640	35,760	34,900	34,010	33,130	32,260	31,380	30,510	29,630	75,500
192,000	194,000	41,920	38,860	37,240	36,360	35,500	34,610	33,730	32,860	31,980	31,110	30,230	76,600
194,000	196,000	42,620	39,560	37,840	36,960	36,100	35,210	34,330	33,460	32,580	31,710	30,830	77,700
196,000	198,000	43,320	40,260	38,440	37,560	36,700	35,810	34,930	34,060	33,180	32,310	31,430	78,800
198,000	200,000	44,020	40,960	39,040	38,160	37,300	36,410	35,530	34,660	33,780	32,910	32,030	79,900
200,000 円		44,370	41,310	40,290	39,270	38,250	37,230	36,210	35,190	34,170	33,210	32,330	81,000
200,000 円 を こえ 228,000 円に満たない 金額		200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円 をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											81,000 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 200,000 円を こえる金額の 45%に相当 する金額を加 算した金額

イ 月 額 表
甲 表
(五)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											
228,000 円	54,170	51,110	50,090	49,070	48,050	47,030	46,010	44,990	43,970	43,010	42,130	93,600
228,000円をこ え353,000円に 満たない金額	228,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち228,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											93,600円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち228,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
353,000 円	104,170	101,110	100,090	99,070	98,050	97,030	96,010	94,990	93,970	93,010	92,130	156,100
353,000円をこ え520,000円に 満たない金額	353,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち353,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											156,100円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち353,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額
520,000 円	179,320	176,260	175,240	174,220	173,200	172,180	171,160	170,140	169,120	168,160	167,280	247,950
520,000円をこ える金額	520,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち520,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											247,950円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち520,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに440円を控除した金額												従たる給与に養親等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載される扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに440円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することに500円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額												

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,500円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに440円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに440円を控除した金額）が、その求める税額である。

(4) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,500円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(4)の(1)の(4)及び(4)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額										
		扶 養 親 族 の 数										
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額										
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
19,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,500	19,900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,900	20,300	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,300	20,700	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,700	21,100	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,100	21,500	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,500	21,900	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,900	22,300	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,300	22,700	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,700	23,100	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,100	23,500	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,500	23,900	260	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,900	24,300	290	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,300	24,700	310	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,700	25,100	340	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,100	25,500	370	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,500	25,900	390	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,900	26,300	420	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26,300	26,700	440	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26,700	27,100	470	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27,100	27,500	490	260	30	0	0	0	0	0	0	0	0
27,500	28,100	530	290	60	0	0	0	0	0	0	0	0
28,100	28,700	560	330	100	0	0	0	0	0	0	0	0
28,700	29,300	600	370	140	0	0	0	0	0	0	0	0
29,300	29,900	640	410	170	0	0	0	0	0	0	0	0
29,900	30,500	680	450	210	0	0	0	0	0	0	0	0
30,500	31,100	730	480	250	20	0	0	0	0	0	0	0
31,100	31,700	780	520	290	60	0	0	0	0	0	0	0
31,700	32,300	830	560	330	90	0	0	0	0	0	0	0
32,300	32,900	870	600	370	130	0	0	0	0	0	0	0
32,900	33,500	920	640	400	170	0	0	0	0	0	0	0
33,500	34,100	970	680	440	210	0	0	0	0	0	0	0
34,100	34,700	1,020	730	480	250	20	0	0	0	0	0	0
34,700	35,300	1,070	780	530	290	60	0	0	0	0	0	0
35,300	35,900	1,130	840	570	340	100	0	0	0	0	0	0
35,900	36,500	1,180	890	610	380	150	0	0	0	0	0	0
36,500	37,100	1,240	940	660	420	190	0	0	0	0	0	0
37,100	37,700	1,290	1,000	710	470	230	0	0	0	0	0	0
37,700	38,300	1,340	1,050	760	510	280	40	0	0	0	0	0
38,300	38,900	1,400	1,110	820	550	320	90	0	0	0	0	0
38,900	39,500	1,450	1,160	870	600	360	130	0	0	0	0	0
39,500	40,100	1,510	1,210	920	640	410	170	0	0	0	0	0
40,100	40,700	1,590	1,270	980	690	450	220	0	0	0	0	0
40,700	41,300	1,670	1,320	1,030	740	490	260	30	0	0	0	0
41,300	41,900	1,750	1,380	1,090	790	530	300	70	0	0	0	0
41,900	42,500	1,830	1,430	1,140	850	580	340	110	0	0	0	0
42,500	43,100	1,920	1,480	1,190	900	620	390	150	0	0	0	0
43,100	43,700	2,000	1,560	1,250	960	660	430	200	0	0	0	0
43,700	44,300	2,080	1,640	1,300	1,010	720	470	240	10	0	0	0
44,300	44,900	2,160	1,720	1,360	1,060	770	520	280	50	0	0	0
44,900	45,500	2,240	1,800	1,410	1,120	830	560	330	90	0	0	0

イ 月 額 表
乙 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,500	46,500	2,350	1,910	1,480	1,190	900	620	390	150	0	0
46,500	47,500	2,480	2,040	1,610	1,280	990	700	460	220	0	0
47,500	48,500	2,620	2,180	1,740	1,370	1,080	790	530	300	60	0
48,500	49,500	2,750	2,310	1,880	1,460	1,170	880	600	370	130	0
49,500	50,500	2,890	2,450	2,010	1,570	1,260	970	670	440	210	0
50,500	51,500	3,020	2,580	2,150	1,710	1,350	1,060	760	510	280	40
51,500	52,500	3,160	2,720	2,280	1,840	1,440	1,150	850	580	350	120
52,500	53,500	3,290	2,850	2,420	1,980	1,540	1,240	940	660	420	190
53,500	54,500	3,430	2,990	2,550	2,110	1,680	1,330	1,030	740	490	260
54,500	55,500	3,560	3,120	2,690	2,250	1,810	1,420	1,120	830	570	330
55,500	56,500	3,700	3,260	2,820	2,380	1,950	1,510	1,210	920	640	400
56,500	57,500	3,830	3,390	2,960	2,520	2,080	1,640	1,300	1,010	720	480
57,500	58,500	3,970	3,530	3,090	2,650	2,220	1,780	1,390	1,100	810	550
58,500	59,500	4,100	3,660	3,230	2,790	2,350	1,910	1,480	1,190	900	620
59,500	60,500	4,250	3,810	3,370	2,940	2,500	2,060	1,620	1,290	1,000	710
60,500	61,500	4,400	3,960	3,520	3,090	2,650	2,210	1,770	1,390	1,100	810
61,500	62,500	4,550	4,110	3,670	3,240	2,800	2,360	1,920	1,490	1,200	910
62,500	63,500	4,700	4,260	3,820	3,390	2,950	2,510	2,070	1,640	1,300	1,010
63,500	64,500	4,850	4,410	3,970	3,540	3,100	2,660	2,220	1,790	1,400	1,110
64,500	65,500	5,000	4,560	4,120	3,690	3,250	2,810	2,370	1,940	1,500	1,210
65,500	66,500	5,150	4,710	4,270	3,840	3,400	2,960	2,520	2,090	1,650	1,310
66,500	67,500	5,320	4,860	4,420	3,990	3,550	3,110	2,670	2,240	1,800	1,410
67,500	68,500	5,520	5,010	4,570	4,140	3,700	3,260	2,820	2,390	1,950	1,510
68,500	69,500	5,720	5,160	4,720	4,290	3,850	3,410	2,970	2,540	2,100	1,660
69,500	70,500	5,920	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120	2,690	2,250	1,810
70,500	71,500	6,120	5,530	5,020	4,590	4,150	3,710	3,270	2,840	2,400	1,960
71,500	72,500	6,320	5,730	5,170	4,740	4,300	3,860	3,420	2,990	2,550	2,110
72,500	73,500	6,520	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010	3,570	3,140	2,700	2,260
73,500	74,500	6,720	6,130	5,550	5,040	4,600	4,160	3,720	3,290	2,850	2,410
74,500	75,500	6,920	6,330	5,750	5,190	4,750	4,310	3,870	3,440	3,000	2,560
75,500	76,500	7,120	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020	3,590	3,150	2,710
76,500	78,000	7,370	6,780	6,200	5,620	5,090	4,650	4,210	3,770	3,340	2,900
78,000	79,500	7,670	7,080	6,500	5,920	5,330	4,870	4,440	4,000	3,560	3,120
79,500	81,000	7,970	7,380	6,800	6,220	5,630	5,100	4,660	4,220	3,790	3,350
81,000	82,500	8,270	7,680	7,100	6,520	5,930	5,350	4,890	4,450	4,010	3,570
82,500	84,000	8,570	7,980	7,400	6,820	6,230	5,650	5,110	4,670	4,240	3,800
84,000	85,500	8,870	8,280	7,700	7,120	6,530	5,950	5,370	4,900	4,460	4,020
85,500	87,000	9,170	8,580	8,000	7,420	6,830	6,250	5,670	5,120	4,690	4,250
87,000	88,500	9,470	8,880	8,300	7,720	7,130	6,550	5,970	5,380	4,910	4,470
88,500	90,000	9,770	9,180	8,600	8,020	7,430	6,850	6,270	5,680	5,140	4,700
90,000	91,500	10,070	9,480	8,900	8,320	7,730	7,150	6,570	5,980	5,400	4,920
91,500	93,000	10,400	9,780	9,200	8,620	8,030	7,450	6,870	6,280	5,700	5,150
93,000	94,500	10,770	10,080	9,500	8,920	8,330	7,750	7,170	6,580	6,000	5,420
94,500	96,000	11,150	10,420	9,800	9,220	8,630	8,050	7,470	6,880	6,300	5,720
96,000	97,500	11,520	10,790	10,100	9,520	8,930	8,350	7,770	7,180	6,600	6,020
97,500	99,000	11,900	11,170	10,440	9,820	9,230	8,650	8,070	7,480	6,900	6,320
99,000	100,500	12,270	11,540	10,810	10,120	9,530	8,950	8,370	7,780	7,200	6,620
100,500	102,000	12,650	11,920	11,190	10,460	9,830	9,250	8,670	8,080	7,500	6,920
102,000	103,500	13,020	12,290	11,560	10,830	10,130	9,550	8,970	8,380	7,800	7,220
103,500	105,000	13,400	12,670	11,940	11,210	10,480	9,850	9,270	8,680	8,100	7,520

イ 月額表
乙 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額												
		扶 養 親 族 の 数												
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以 上	未 満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
105,000	106,500	13,770	13,040	12,310	11,580	10,850	10,150	9,570	8,980	8,400	7,820			
106,500	108,000	14,150	13,420	12,690	11,960	11,230	10,500	9,870	9,280	8,700	8,120			
108,000	109,500	14,520	13,790	13,060	12,330	11,600	10,870	10,170	9,580	9,000	8,420			
109,500	111,000	14,900	14,170	13,440	12,710	11,980	11,250	10,520	9,880	9,300	8,720			
111,000	112,500	15,270	14,540	13,810	13,080	12,350	11,620	10,890	10,180	9,600	9,020			
112,500	114,000	15,650	14,920	14,190	13,460	12,730	12,000	11,270	10,540	9,900	9,320			
114,000	115,500	16,020	15,290	14,560	13,830	13,100	12,370	11,640	10,920	10,200	9,620			
115,500	117,000	16,400	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020	11,290	10,560	9,920			
117,000	118,500	16,770	16,040	15,310	14,580	13,850	13,120	12,390	11,670	10,940	10,220			
118,500	120,000	17,150	16,420	15,690	14,960	14,230	13,500	12,770	12,040	11,310	10,580			
120,000	122,000	17,580	16,850	16,120	15,400	14,670	13,940	13,210	12,480	11,750	11,020			
122,000	124,000	18,080	17,350	16,620	15,900	15,170	14,440	13,710	12,980	12,250	11,520			
124,000	126,000	18,580	17,850	17,120	16,400	15,670	14,940	14,210	13,480	12,750	12,020			
126,000	128,000	19,180	18,350	17,620	16,900	16,170	15,440	14,710	13,980	13,250	12,520			
128,000	130,000	19,780	18,910	18,120	17,400	16,670	15,940	15,210	14,480	13,750	13,020			
130,000	132,000	20,380	19,510	18,630	17,900	17,170	16,440	15,710	14,980	14,250	13,520			
132,000	134,000	20,980	20,110	19,230	18,400	17,670	16,940	16,210	15,480	14,750	14,020			
134,000	136,000	21,580	20,710	19,830	18,960	18,170	17,440	16,710	15,980	15,250	14,520			
136,000	138,000	22,180	21,310	20,430	19,560	18,680	17,940	17,210	16,480	15,750	15,020			
138,000	140,000	22,780	21,910	21,030	20,160	19,280	18,440	17,710	16,980	16,250	15,520			
140,000	142,000	23,380	22,510	21,630	20,760	19,880	19,010	18,210	17,480	16,750	16,020			
142,000	144,000	23,980	23,110	22,230	21,360	20,480	19,610	18,730	17,980	17,250	16,520			
144,000	146,000	24,580	23,710	22,830	21,960	21,080	20,210	19,330	18,480	17,750	17,020			
146,000	148,000	25,180	24,310	23,430	22,560	21,680	20,810	19,930	19,060	18,250	17,520			
148,000	150,000	25,780	24,910	24,030	23,160	22,280	21,410	20,530	19,660	18,780	18,020			
150,000	152,000	26,380	25,510	24,630	23,760	22,880	22,010	21,130	20,260	19,380	18,520			
152,000	154,000	26,980	26,110	25,230	24,360	23,480	22,610	21,730	20,860	19,980	19,110			
154,000	156,000	27,580	26,710	25,830	24,960	24,080	23,210	22,330	21,460	20,580	19,710			
156,000	158,000	28,180	27,310	26,430	25,560	24,680	23,810	22,930	22,060	21,180	20,310			
158,000	160,000	28,780	27,910	27,030	26,160	25,280	24,410	23,530	22,660	21,780	20,910			
160,000	162,000	29,380	28,510	27,630	26,760	25,880	25,010	24,130	23,260	22,380	21,510			
162,000	164,000	29,980	29,110	28,230	27,360	26,480	25,610	24,730	23,860	22,980	22,110			
164,000	166,000	30,580	29,710	28,830	27,960	27,080	26,210	25,330	24,460	23,580	22,710			
166,000	168,000	31,180	30,310	29,430	28,560	27,680	26,810	25,930	25,060	24,180	23,310			
168,000	170,000	31,780	30,910	30,030	29,160	28,280	27,410	26,530	25,660	24,780	23,910			
170,000	172,000	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880	28,010	27,130	26,260	25,380	24,510			
172,000	174,000	32,980	32,110	31,230	30,360	29,480	28,610	27,730	26,860	25,980	25,110			
174,000	176,000	33,580	32,710	31,830	30,960	30,080	29,210	28,330	27,460	26,580	25,710			
176,000	178,000	34,280	33,310	32,430	31,560	30,680	29,810	28,930	28,060	27,180	26,310			
178,000	180,000	34,980	33,960	33,030	32,160	31,280	30,410	29,530	28,660	27,780	26,910			
180,000	182,000	35,680	34,660	33,640	32,760	31,880	31,010	30,130	29,260	28,380	27,510			
182,000	184,000	36,380	35,360	34,340	33,360	32,480	31,610	30,730	29,860	28,980	28,110			
184,000	186,000	37,080	36,060	35,040	34,020	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580	28,710			
186,000	188,000	37,780	36,760	35,740	34,720	33,700	32,810	31,930	31,060	30,180	29,310			
188,000	190,000	38,480	37,460	36,440	35,420	34,400	33,410	32,530	31,660	30,780	29,910			
190,000	192,000	39,180	38,160	37,140	36,120	35,100	34,080	33,130	32,260	31,380	30,510			
192,000	194,000	39,880	38,860	37,840	36,820	35,800	34,780	33,760	32,860	31,980	31,110			
194,000	196,000	40,580	39,560	38,540	37,520	36,500	35,480	34,460	33,460	32,580	31,710			
196,000	198,000	41,280	40,260	39,240	38,220	37,200	36,180	35,160	34,140	33,180	32,310			
198,000	200,000	41,980	40,960	39,940	38,920	37,900	36,880	35,860	34,840	33,820	32,910			

イ 月額表
乙 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶 養 親 族 の 数									
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上 未 満	税 額									
200,000 円	42,330 ^円	41,310 ^円	40,290 ^円	39,270 ^円	38,250 ^円	37,230 ^円	36,210 ^円	35,190 ^円	34,170 ^円	33,210 ^円
200,000 円をこえ 228,000 円に満た ない金額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額									
228,000 円	52,130 ^円	51,110 ^円	50,090 ^円	49,070 ^円	48,050 ^円	47,030 ^円	46,010 ^円	44,990 ^円	43,970 ^円	43,010 ^円
228,000 円をこえ 353,000 円に満た ない金額	228,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 228,000 円をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額									
353,000 円	102,130 ^円	101,110 ^円	100,090 ^円	99,070 ^円	98,050 ^円	97,030 ^円	96,010 ^円	94,990 ^円	93,970 ^円	93,010 ^円
353,000 円をこえ 520,000 円に満た ない金額	353,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 353,000 円をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額									
520,000 円	177,280 ^円	176,260 ^円	175,240 ^円	174,220 ^円	173,200 ^円	172,180 ^円	171,160 ^円	170,140 ^円	169,120 ^円	168,160 ^円
520,000 円をこえ る金額	520,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 520,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 440 円を控除した金額										
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 1,500 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 440 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 500 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

口 日 額 表

甲 表

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額		
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以 上	未 満	税 額													
円 460	円未 満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
460	470	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0
470	480	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
480	490	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
490	500	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
500	510	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
510	520	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
520	530	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
530	540	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
540	550	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
550	560	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0
560	570	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
570	580	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0
580	590	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	0
590	600	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
600	610	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0
610	620	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0
620	630	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
630	640	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0
640	650	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
650	660	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
660	670	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
670	680	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
680	700	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
700	720	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
720	740	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
740	760	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0
760	780	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0
780	800	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	0
800	820	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0
820	840	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94	0
840	860	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98	0
860	880	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102	0
880	900	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	0
900	920	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109	0
920	940	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	113	0
940	960	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	117	0
960	980	40	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	121	0
980	1,000	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0
1,000	1,020	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	129	0
1,020	1,040	45	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	135	0
1,040	1,060	45	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	141	0
1,060	1,080	45	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	148	0
1,080	1,100	50	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	154	0
1,100	1,120	50	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	160	0
1,120	1,140	50	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	166	0

口 日 額 表
甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未 満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,140	1,160	55	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0	172	0
1,160	1,180	55	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0	177	0
1,180	1,200	60	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	183	0
1,200	1,220	60	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	188	0
1,220	1,240	65	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0	193	0
1,240	1,260	70	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0	199	0
1,260	1,280	70	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0	204	0
1,280	1,300	75	35	25	20	10	0	0	0	0	0	0	209	0
1,300	1,320	75	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0	214	0
1,320	1,340	80	40	30	20	15	5	0	0	0	0	0	220	0
1,340	1,360	80	40	30	20	15	5	0	0	0	0	0	225	0
1,360	1,380	85	45	35	25	15	10	0	0	0	0	0	230	0
1,380	1,400	85	45	35	25	15	10	0	0	0	0	0	236	0
1,400	1,440	90	50	40	30	20	10	5	0	0	0	0	241	0
1,440	1,480	95	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0	253	3
1,480	1,520	100	60	45	35	25	15	10	0	0	0	0	267	5
1,520	1,560	105	65	50	40	30	20	10	5	0	0	0	282	8
1,560	1,600	110	70	55	45	35	25	15	5	0	0	0	296	10
1,600	1,640	120	75	60	45	35	25	20	10	0	0	0	311	13
1,640	1,680	125	80	65	50	40	30	20	15	5	0	0	326	16
1,680	1,720	130	85	70	55	45	35	25	15	10	0	0	340	19
1,720	1,760	135	90	75	60	45	35	30	20	10	5	0	355	22
1,760	1,800	140	95	80	65	50	40	30	20	15	5	0	369	25
1,800	1,840	145	100	85	70	55	45	35	25	15	10	0	384	28
1,840	1,880	150	105	90	75	60	50	40	30	20	10	5	399	30
1,880	1,920	155	110	95	80	70	55	40	30	20	15	5	413	34
1,920	1,960	160	115	100	90	75	60	45	35	25	20	10	428	38
1,960	2,000	165	125	110	95	80	65	50	40	30	20	15	442	41
2,000	2,040	175	130	115	100	85	70	55	45	35	25	15	457	45
2,040	2,080	180	135	120	105	90	75	60	50	40	30	20	474	48
2,080	2,120	190	140	125	110	95	80	65	55	40	30	20	490	52
2,120	2,160	195	145	130	115	105	90	75	60	45	35	25	506	56
2,160	2,200	205	155	140	125	110	95	80	65	50	40	30	522	59
2,200	2,240	215	160	145	130	115	100	85	70	55	45	35	538	63
2,240	2,280	220	165	150	135	120	105	90	75	60	50	40	554	66
2,280	2,320	230	170	155	140	125	110	95	85	70	55	40	570	71
2,320	2,360	235	180	160	145	135	120	105	90	75	60	45	586	77
2,360	2,400	245	185	170	155	140	125	110	95	80	65	50	602	82
2,400	2,440	255	195	175	160	145	130	115	100	85	70	55	618	87
2,440	2,480	260	200	185	165	150	135	120	105	90	75	65	634	93
2,480	2,520	270	210	190	170	155	140	125	115	100	85	70	650	98
2,520	2,560	275	220	200	180	165	150	135	120	105	90	75	666	104
2,560	2,600	285	225	205	185	170	155	140	125	110	95	80	682	109
2,600	2,640	295	235	215	195	175	160	145	130	115	100	85	698	114
2,640	2,700	305	245	225	205	185	170	155	140	125	110	95	714	120
2,700	2,760	315	255	235	215	200	180	160	145	130	120	105	738	128
2,760	2,820	325	270	250	230	210	190	170	155	140	125	110	762	137
2,820	2,880	340	280	260	240	220	200	180	165	150	135	120	786	146
2,880	2,940	355	290	275	255	235	215	195	175	160	145	130	815	155
2,940	3,000	370	305	285	265	245	225	205	185	170	155	140	842	164

ロ 日額表
甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八條第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八條第 一項第六 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人
以上	未満	税 額										額	額	
3,000	3,060	385	315	295	275	260	240	220	200	180	165	150	869	173
3,060	3,120	400	330	310	290	270	250	230	210	190	170	155	896	182
3,120	3,180	415	340	320	300	280	260	240	225	205	185	165	923	191
3,180	3,240	430	355	335	315	295	275	255	235	215	195	175	950	200
3,240	3,300	445	370	345	325	305	285	265	245	225	210	190	977	209
3,300	3,360	460	385	360	335	320	300	280	260	240	220	200	1,004	218
3,360	3,420	475	400	375	350	330	310	290	270	250	230	210	1,031	227
3,420	3,480	490	415	390	365	340	320	300	285	265	245	225	1,058	236
3,480	3,540	505	430	405	380	355	335	315	295	275	255	235	1,085	247
3,540	3,600	520	445	420	395	370	345	325	305	285	270	250	1,112	259
3,600	3,660	535	460	435	410	385	360	340	320	300	280	260	1,139	271
3,660	3,720	550	475	450	425	400	375	355	330	310	290	270	1,166	283
3,720	3,780	565	490	465	440	415	390	370	345	325	305	285	1,193	295
3,780	3,840	580	505	480	455	430	405	385	360	335	315	295	1,220	307
3,840	3,900	595	520	495	470	445	420	400	375	350	330	310	1,252	319
3,900	3,960	610	535	510	485	460	435	415	390	365	340	320	1,285	331
3,960	4,020	625	550	525	500	475	450	430	405	380	355	330	1,318	343
4,020	4,080	640	565	540	515	490	465	445	420	395	370	345	1,349	355
4,080	4,140	660	580	555	530	505	480	460	435	410	385	360	1,379	367
4,140	4,200	680	595	570	545	520	495	475	450	425	400	375	1,409	379
4,200	4,260	695	610	585	560	535	510	490	465	440	415	390	1,439	391
4,260	4,320	715	625	600	575	550	525	505	480	455	430	405	1,469	403
4,320	4,380	730	645	615	590	565	540	520	495	470	445	420	1,499	415
4,380	4,440	750	660	635	605	580	555	535	510	485	460	435	1,529	427
4,440	4,500	770	680	650	620	595	570	550	525	500	475	450	1,559	439
4,500	4,560	790	700	670	640	615	590	565	540	515	490	465	1,589	451
4,560	4,620	815	725	695	665	635	610	585	560	535	510	485	1,629	469
4,620	4,680	835	750	720	690	660	630	605	580	555	530	505	1,669	489
4,680	4,740	860	775	745	715	685	655	625	600	575	550	525	1,709	509
4,740	4,800	885	795	770	740	710	680	650	620	595	570	545	1,749	529
4,800	4,860	910	820	790	760	735	705	675	645	615	590	565	1,789	549
4,860	4,920	935	845	815	785	755	730	700	670	640	610	585	1,829	569
4,920	4,980	955	870	840	810	780	750	720	695	665	635	605	1,869	589
4,980	5,040	980	895	865	835	805	775	745	715	685	660	630	1,909	609
5,040	5,100	1,005	915	890	860	830	800	770	740	710	680	655	1,949	629
5,100	5,160	1,030	940	910	880	855	825	795	765	735	705	675	1,989	649
5,160	5,220	1,055	965	935	905	875	850	820	790	760	730	700	2,029	669
5,220	5,280	1,075	990	960	930	900	870	840	815	785	755	725	2,069	689
5,280	5,340	1,100	1,015	985	955	925	895	865	835	805	780	750	2,109	709
5,340	5,400	1,125	1,035	1,010	980	950	920	890	860	830	800	775	2,149	729
5,400	5,460	1,150	1,060	1,030	1,000	975	945	915	885	855	825	795	2,186	749
5,460	5,520	1,180	1,085	1,055	1,025	995	970	940	910	880	850	820	2,222	769
5,520	5,580	1,210	1,110	1,080	1,050	1,020	990	960	935	905	875	845	2,258	789
5,580	5,640	1,240	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	985	955	925	900	870	2,300	809
5,640	5,700	1,265	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	950	920	895	2,344	829
5,700	5,760	1,295	1,190	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,005	975	945	915	2,388	850
5,760	5,820	1,320	1,220	1,185	1,150	1,115	1,090	1,060	1,030	1,000	970	940	2,432	874
5,820	5,880	1,350	1,250	1,215	1,180	1,145	1,110	1,080	1,055	1,025	995	965	2,476	898
5,880	5,940	1,380	1,275	1,240	1,205	1,175	1,140	1,105	1,075	1,045	1,020	990	2,520	922
5,940	6,000	1,405	1,305	1,270	1,235	1,200	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040	1,015	2,564	946

口 日 額 表
甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上 未 満	税 額												
6,500 円	1,420 ^円	1,315 ^円	1,285 ^円	1,250 ^円	1,215 ^円	1,180 ^円	1,145 ^円	1,115 ^円	1,085 ^円	1,055 ^円	1,025 ^円	2,608 ^円	970 ^円
6,500 円をこえ 7,590 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額											2,608 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 6,500 円 をこえる金 額の 45% に 相当する金 額を加算し た金額	970 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 6,500 円 をこえる金 額の 35% に 相当する金 額を加算し た金額
7,590 円	1,800 ^円	1,695 ^円	1,665 ^円	1,630 ^円	1,595 ^円	1,560 ^円	1,525 ^円	1,495 ^円	1,465 ^円	1,435 ^円	1,405 ^円	3,098 ^円	1,350 ^円
7,590 円をこえ 11,750 円に満 たない金額	7,590 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,590 円をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額											3,098 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 7,590 円 をこえる金 額の 50% に 相当する金 額を加算し た金額	1,350 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 7,590 円 をこえる金 額の 40% に 相当する金 額を加算し た金額
11,750 円	3,465 ^円	3,360 ^円	3,330 ^円	3,295 ^円	3,260 ^円	3,225 ^円	3,190 ^円	3,160 ^円	3,130 ^円	3,100 ^円	3,070 ^円	5,178 ^円	3,015 ^円
11,750 円をこ え 17,310 円に 満たない金額	11,750 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,750 円をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額											5,178 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 11,750 円 をこえる金 額の 55% に 相当する金 額を加算し た金額	3,015 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 11,750 円 をこえる金 額の 45% に 相当する金 額を加算し た金額

ロ 日額表
甲 表
(五)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額		
	扶 養 親 族 等 の 数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人	
以上	未 満	税 額												
17,310円		5,965 ^円	5,860 ^円	5,830 ^円	5,795 ^円	5,760 ^円	5,725 ^円	5,690 ^円	5,660 ^円	5,630 ^円	5,600 ^円	5,570 ^円	8,236 ^円	5,515 ^円
17,310円をこ える金額		17,310円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,310円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										8,236円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち17,310円 をこえる金 額の60%に 相当する金 額を加算し た金額	5,515円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち17,310円 をこえる金 額の50%に 相当する金 額を加算し た金額	
		扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その 10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額												
		その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につ き17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が提 出されてい る場合に は、当該申 告書に記載 された扶養 親族等の数 に応じ、扶 養親族等1 人ごとに15 円を、上の 各欄によつ て求めた税 額から控除 した金額		

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき50円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額が、その求める税額である。

(二) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

されている場合を含む。)には、

- (イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに15円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (ロ) 日雇労働者の受ける給与（第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (ハ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は120円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)の(1)の(ロ)及び(ハ)により求めた金額が、その求める税額である。

ロ 日 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額										
		扶 養 親 族 の 数										
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額										
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
700	720	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
720	740	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
740	760	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
860	880	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
880	900	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
900	920	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
920	940	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
940	960	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
960	980	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	35	25	20	10	5	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	40	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	45	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	45	35	25	20	10	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	50	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0
1,320	1,340	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0	0
1,340	1,360	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0	0
1,360	1,380	55	45	35	25	15	10	0	0	0	0	0
1,380	1,400	55	45	35	25	15	10	0	0	0	0	0
1,400	1,440	60	50	40	30	20	10	5	0	0	0	0
1,440	1,480	65	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0
1,480	1,520	70	60	45	35	25	15	10	0	0	0	0
1,520	1,560	80	65	50	40	30	20	10	5	0	0	0
1,560	1,600	85	70	55	45	35	25	15	5	0	0	0
1,600	1,640	90	75	60	45	35	25	20	10	0	0	0
1,640	1,680	95	80	65	50	40	30	20	15	5	0	0
1,680	1,720	100	85	70	55	45	35	25	15	10	0	0
1,720	1,760	105	90	75	60	45	35	30	20	10	5	0
1,760	1,800	110	95	80	65	50	40	30	20	15	10	5

日額表
乙表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以上	未満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,800	1,840	115	100	85	70	55	45	35	25	15	10
1,840	1,880	120	105	90	75	60	50	40	30	20	10
1,880	1,920	125	110	95	80	70	55	40	30	20	15
1,920	1,960	130	115	100	90	75	60	45	35	25	20
1,960	2,000	135	125	110	95	80	65	50	40	30	20
2,000	2,040	145	130	115	100	85	70	55	45	35	25
2,040	2,080	150	135	120	105	90	75	60	50	40	30
2,080	2,120	155	140	125	110	95	80	65	55	40	30
2,120	2,160	160	145	130	115	105	90	75	60	45	35
2,160	2,200	165	155	140	125	110	95	80	65	50	40
2,200	2,240	175	160	145	130	115	100	85	70	55	45
2,240	2,280	180	165	150	135	120	105	90	75	60	50
2,280	2,320	190	170	155	140	125	110	95	85	70	55
2,320	2,360	200	180	160	145	135	120	105	90	75	60
2,360	2,400	205	185	170	155	140	125	110	95	80	65
2,400	2,440	215	195	175	160	145	130	115	100	85	70
2,440	2,480	220	200	185	165	150	135	120	105	90	75
2,480	2,520	230	210	190	170	155	140	125	115	100	85
2,520	2,560	240	220	200	180	165	150	135	120	105	90
2,560	2,600	245	225	205	185	170	155	140	125	110	95
2,600	2,640	255	235	215	195	175	160	145	130	115	100
2,640	2,700	265	245	225	205	185	165	155	140	125	110
2,700	2,760	275	255	235	215	195	180	160	145	130	120
2,760	2,820	290	270	250	230	210	190	170	155	140	125
2,820	2,880	300	280	260	240	220	200	180	165	150	135
2,880	2,940	310	290	275	255	235	215	195	175	160	145
2,940	3,000	325	305	285	265	245	225	205	185	170	155
3,000	3,060	335	315	295	275	255	240	220	200	180	165
3,060	3,120	350	330	310	290	270	250	230	210	190	170
3,120	3,180	365	340	320	300	280	260	240	225	205	185
3,180	3,240	380	355	335	315	295	275	255	235	215	195
3,240	3,300	395	370	345	325	305	285	265	245	225	205
3,300	3,360	410	385	360	335	315	300	280	260	240	220
3,360	3,420	425	400	375	350	330	310	290	270	250	230
3,420	3,480	440	415	390	365	340	320	300	285	265	245
3,480	3,540	455	430	405	380	355	335	315	295	275	255
3,540	3,600	470	445	420	395	370	345	325	305	285	265
3,600	3,660	485	460	435	410	385	360	340	320	300	280
3,660	3,720	500	475	450	425	400	375	355	330	310	290
3,720	3,780	515	490	465	440	415	390	370	345	325	305
3,780	3,840	530	505	480	455	430	405	385	360	335	315
3,840	3,900	545	520	495	470	445	420	400	375	350	325
3,900	3,960	560	535	510	485	460	435	415	390	365	340
3,960	4,020	575	550	525	500	475	450	430	405	380	355
4,020	4,080	590	565	540	515	490	465	445	420	395	370
4,080	4,140	605	580	555	530	505	480	460	435	410	385
4,140	4,200	620	595	570	545	520	495	475	450	425	400
4,200	4,260	635	610	585	560	535	510	490	465	440	415
4,260	4,320	655	625	600	575	550	525	505	480	455	430
4,320	4,380	675	645	615	590	565	540	520	495	470	445

ロ 日額表
乙 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,380	4,440	690	660	635	605	580	555	535	510	485	460
4,440	4,500	710	680	650	620	595	570	550	525	500	475
4,500	4,580	730	700	670	640	615	590	565	540	515	490
4,580	4,660	755	725	695	665	635	610	585	560	535	510
4,660	4,740	780	750	720	690	660	630	605	580	555	530
4,740	4,820	800	775	745	715	685	655	625	600	575	550
4,820	4,900	825	795	770	740	710	680	650	620	595	570
4,900	4,980	850	820	790	760	735	705	675	645	615	590
4,980	5,060	875	845	815	785	755	725	700	670	640	610
5,060	5,140	900	870	840	810	780	750	720	695	665	635
5,140	5,220	920	895	865	835	805	775	745	715	685	660
5,220	5,300	945	915	890	860	830	800	770	740	710	680
5,300	5,380	970	940	910	880	855	825	795	765	735	705
5,380	5,460	995	965	935	905	875	845	820	790	760	730
5,460	5,540	1,020	990	960	930	900	870	840	815	785	755
5,540	5,620	1,040	1,015	985	955	925	895	865	835	805	780
5,620	5,700	1,065	1,035	1,010	980	950	920	890	860	830	800
5,700	5,780	1,090	1,060	1,030	1,000	975	945	915	885	855	825
5,780	5,860	1,115	1,085	1,055	1,025	995	965	940	910	880	850
5,860	5,940	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	990	960	935	905	875
5,940	6,020	1,170	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	985	955	925	900
6,020	6,100	1,200	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040	1,010	980	950	920
6,100	6,180	1,225	1,190	1,155	1,125	1,095	1,065	1,035	1,005	975	945
6,180	6,260	1,255	1,220	1,185	1,150	1,115	1,085	1,060	1,030	1,000	970
6,260	6,340	1,280	1,245	1,215	1,180	1,145	1,110	1,080	1,055	1,025	995
6,340	6,420	1,310	1,275	1,240	1,205	1,170	1,140	1,105	1,075	1,045	1,020
6,420	6,500	1,340	1,305	1,270	1,235	1,200	1,165	1,130	1,100	1,070	1,040
6,500 円		1,350	1,315	1,285	1,250	1,215	1,180	1,145	1,115	1,085	1,055
6,500 円をこえ 7,590 円に満た ない金額		6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500 円をこえる 金額の 35% に相当する金額を加算した金額									
7,590 円		円 1,730	円 1,695	円 1,665	円 1,630	円 1,595	円 1,560	円 1,525	円 1,495	円 1,465	円 1,435
7,590 円をこえ 11,750 円に満た ない金額		7,590 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,590 円をこえる 金額の 40% に相当する金額を加算した金額									
11,750 円		円 3,395	円 3,360	円 3,330	円 3,295	円 3,260	円 3,225	円 3,190	円 3,160	円 3,130	円 3,100
11,750 円をこえ 17,310 円に満た ない金額		11,750 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,750 円をこえる 金額の 45% に相当する金額を加算した金額									

ロ 日 額 表
乙 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶 養 親 族 の 数									
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上 未 満	税 額									
17,310円	5,895 ^円	5,860 ^円	5,830 ^円	5,795 ^円	5,760 ^円	5,725 ^円	5,690 ^円	5,660 ^円	5,630 ^円	5,600 ^円
17,310円をこえる金額	17,310円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額										
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき50円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

規定による賞与の金額に乘すべき率の表)

の 規 定 の 適 用 が あ る 場 合										乙 第三十八条第一 項第七号ロの規定の 適用がある場合	
等 の 数											
6 人		7 人		8 人		9 人		10人以上			
除 後 の 給 与 の 金 額										前月の社会保険料控 除後の給与の金額	
以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,500	未 満	35,100	未 満	37,700	未 満	40,300	未 満	42,900	未 満	2,500	
32,500	34,400	35,100	37,200	37,700	39,900	40,300	42,700	42,900	45,400	2,500	4,500
34,400	36,600	37,200	39,500	39,900	42,400	42,700	45,300	45,400	48,100	4,500	7,000
36,600	39,000	39,500	42,100	42,400	45,200	45,300	48,100	48,100	50,800	7,000	9,500
39,000	43,800	42,100	46,700	45,200	48,700	48,100	50,500	50,800	53,200	9,500	12,500
43,800	49,200	46,700	51,400	48,700	53,700	50,500	55,900	53,200	58,200	12,500	15,500
49,200	52,600	51,400	54,800	53,700	56,900	55,900	59,200	58,200	61,800	15,500	16,200
52,600	56,800	54,800	59,100	56,900	61,900	59,200	64,700	61,800	67,500	16,200	27,100
56,800	70,100	59,100	72,600	61,900	75,000	64,700	77,400	67,500	79,900	27,100	28,100
70,100	76,500	72,600	79,200	75,000	81,800	77,400	84,500	79,900	87,100	28,100	29,100
76,500	87,300	79,200	89,700	81,800	92,000	84,500	94,300	87,100	96,700	29,100	38,100
87,300	94,900	89,700	97,500	92,000	100,000	94,300	102,500	96,700	105,100	38,100	39,900
94,900	104,000	97,500	106,700	100,000	109,500	102,500	112,300	105,100	115,100	39,900	41,900
104,000	118,800	106,700	121,200	109,500	123,600	112,300	126,000	115,100	128,500	41,900	54,200
118,800	129,500	121,200	132,200	123,600	134,800	126,000	137,500	128,500	140,200	54,200	56,700
129,500	154,000	132,200	156,300	134,800	158,700	137,500	161,000	140,200	163,300	56,700	75,200
154,000	167,400	156,300	169,900	158,700	172,500	161,000	175,000	163,300	177,500	75,200	78,700
167,400	183,300	169,900	186,100	172,500	188,900	175,000	191,700	177,500	194,400	78,700	82,500
183,300	209,000	186,100	211,500	188,900	213,900	191,700	216,300	194,400	218,800	82,500	103,400
209,000	228,000	211,500	230,700	213,900	233,300	216,300	236,000	218,800	238,600	103,400	108,300
228,000	300,700	230,700	303,000	233,300	305,300	236,000	307,700	238,600	310,000	108,300	156,700
300,700	326,800	303,000	329,300	305,300	331,900	307,700	334,400	310,000	337,000	156,700	164,000
326,800	357,900	329,300	360,700	331,900	363,500	334,400	366,300	337,000	369,000	164,000	172,000
357,900	452,000	360,700	454,500	363,500	456,900	366,300	459,400	369,000	461,800	172,000	236,000
452,000	493,200	454,500	495,800	456,900	498,500	459,400	501,100	461,800	503,800	236,000	247,200
493,200円以上		495,800円以上		498,500円以上		501,100円以上		503,800円以上		247,200円以上	

額を求める。

う)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,500円除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

されている場合を含む)には、(3)に該当する場合を除き、金額を求める。

率である。

与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの規

ら控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額」の(3)に準じて計算する。)

別表第四 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ若しくはロ又は同条第五項の

賞与の金額に 乗すべき率	第三十八条第一項第七号イ											
	扶 養 親 族											
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
	前月の社会保険料控											
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
0 %	9,800円	未満	18,600円	未満	21,500円	未満	24,400円	未満	27,300円	未満	29,900円	未満
2	9,800	10,500	18,600	19,800	21,500	22,900	24,400	26,000	27,300	28,800	29,900	31,700
4	10,500	11,200	19,800	21,200	22,900	24,600	26,000	27,800	28,800	30,800	31,700	33,700
6	11,200	12,100	21,200	22,900	24,600	26,500	27,800	29,700	30,800	32,800	33,700	35,900
8	12,100	22,700	22,900	30,900	26,500	32,900	29,700	35,300	32,800	38,100	35,900	41,000
10	22,700	28,800	30,900	36,000	32,900	38,700	35,300	41,400	38,100	44,100	41,000	46,800
12	28,800	31,300	36,000	39,700	38,700	42,600	41,400	45,600	44,100	48,300	46,800	50,400
14	31,300	49,100	39,700	50,700	42,600	50,700	45,600	50,700	48,300	52,100	50,400	54,500
16	49,100	52,400	50,700	58,200	50,700	60,400	50,700	62,800	52,100	65,300	54,500	67,700
18	52,400	56,100	58,200	63,300	60,400	65,900	62,800	68,600	65,300	71,200	67,700	73,900
20	56,100	68,700	63,300	75,700	65,900	78,000	68,600	80,300	71,200	82,700	73,900	85,000
22	68,700	74,600	75,700	82,200	78,000	84,800	80,300	87,900	82,700	89,900	85,000	92,400
24	74,600	81,700	82,200	90,100	84,800	92,900	87,300	95,600	89,900	98,400	92,400	101,200
26	81,700	99,300	90,100	106,600	92,900	109,000	95,600	111,500	98,400	113,900	101,200	116,300
28	99,300	108,300	106,600	116,300	109,000	118,900	111,500	121,600	113,900	124,200	116,300	126,900
30	108,300	135,300	116,300	142,300	118,900	144,700	121,600	147,000	124,200	149,300	126,900	151,700
32	135,300	147,100	142,300	154,700	144,700	157,200	147,000	159,800	149,300	162,300	151,700	164,900
34	147,100	161,100	154,700	169,400	157,200	172,200	159,800	175,000	162,300	177,800	164,900	180,600
36	161,100	189,600	169,400	196,900	172,200	199,300	175,000	201,700	177,800	204,200	180,600	206,600
38	189,600	206,800	196,900	214,800	199,300	217,400	201,700	220,100	204,200	222,700	206,600	225,400
40	206,800	282,000	214,800	239,000	217,400	291,300	220,100	293,700	222,700	296,000	225,400	298,300
42	282,000	306,500	239,000	314,100	291,300	316,700	293,700	319,200	296,000	321,700	298,300	324,300
44	306,500	335,700	314,100	344,000	316,700	346,800	319,200	349,600	321,700	352,400	324,300	355,200
46	335,700	432,600	344,000	439,900	346,800	442,400	349,600	444,800	352,400	447,200	355,200	449,700
48	432,600	472,000	439,900	479,900	442,400	482,600	444,800	485,200	447,200	487,900	449,700	490,500
50	472,000円以上		479,900円以上		482,600円以上		485,200円以上		487,900円以上		490,500円以上	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乗すべき率の求め方は、次のとおりである。

- (一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、
 - (1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、
 - (イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から次の金額を控除した金額
 - (a) 当該給与から控除された社会保険料の金額
 - (b) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族(乙表適用者については、そのうちの1人を除いたもの)をい
 - (ロ) 次に、その者が申告した扶養親族等の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控
 - (ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出
 - (イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した
 - (ロ) (イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。
 - (ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める
 - (3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつた場合及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該給
- (二) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与か

附則

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

第二条 国民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）は、廃止する。

（経過規定の原則）
第三条 この附則において別段の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法（以下「新法」という。）

の規定は、昭和三十八年分以後の所得税について適用し、昭和三十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。
（昭和三十八年分の所得税の基礎控除等に係る特例）
第四条 昭和三十八年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとす

条 項	読み替へられる規定	読み替へる規定
第十一条の二第二項第一号	十二万五千円	十二万三千七百五十円
第十一条の二第三項第一号	九万五千円	九万三千七百五十円
第十一条の八	七万五千円	七万三千七百五十円
第十一条の九第一項	十万五千円	十万三千七百五十円
第十二条	三万五千円	三万三千七百五十円
	十一万円	十万七千五百円

（少額預金等の利子所得の非課税に係る経過規定）
第五条 新法第六条の二の規定は、昭和三十八年四月一日以後に預入し、信託し、又は購入する同条第一項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券に係る利子、利益又は収益の分配について適用する。

（旧国民貯蓄組合法に基づく貯蓄に係る経過規定）
第六条 個人が、この法律の施行の際、旧国民貯蓄組合法第四条第一項各号に規定する預金、合同運用信託又は有価証券で同条に規定する要件をみたすものを有する場合における当該預金、合同運用信託又は有価証券に係る利子、利益又

は収益の分配については、昭和三十八年五月三十一日までに支払を受けるものに限る、なお従前の例による。
（旧預金等の取扱いに係る経過規定）
第七条 個人が、昭和三十八年六月一日において、新法第六条の二第一項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券で同年四月一日前に同項に規定する金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したもの（以下「旧預金等」という。）を有する場合において、政令で定めるところにより、当該旧預金等に係る同項に規定する書類及び同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書（以下「非課税貯蓄申告書」という。）を、当該利子、利益又は収益の分配につき同年六月一日以後最初に支払を受ける日（同月一日以後当該最初に支払を受ける日前に当該金融機関の営業所等において同条第一項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券で同項の規定の適用を受けようとするものを預入し、信託し、又は購入する場合には、その最初に預入し、信託し、又は購入する日。以下この項において同じ。）までに、同条第一項に規定する書類にあつては当該金融機関の営業所等に、非課税貯蓄申告書にあつてはこれを經由して政府にそれぞれ提出したときは、当該旧預金等は、同項に規定する書類を提出した際当該金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同月一日前に非課税貯蓄申告書を当該金融機関の営業所等を經由して政府に提出しているときは、政令で定める場合を除き、当該最初に支払を受ける日までに、同項に規定する書類を当該金融機関の営業所等に提出すれば足りるものとする。

貯蓄申告書」という。）を、当該利子、利益又は収益の分配につき同年六月一日以後最初に支払を受ける日（同月一日以後当該最初に支払を受ける日前に当該金融機関の営業所等において同条第一項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券で同項の規定の適用を受けようとするものを預入し、信託し、又は購入する場合には、その最初に預入し、信託し、又は購入する日。以下この項において同じ。）までに、同条第一項に規定する書類にあつては当該金融機関の営業所等に、非課税貯蓄申告書にあつてはこれを經由して政府にそれぞれ提出したときは、当該旧預金等は、同項に規定する書類を提出した際当該金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同月一日前に非課税貯蓄申告書を当該金融機関の営業所等を經由して政府に提出しているときは、政令で定める場合を除き、当該最初に支払を受ける日までに、同項に規定する書類を当該金融機関の営業所等に提出すれば足りるものとする。

2 新法第六条の二の規定は、昭和三十七年十二月三十一日において旧国民貯蓄組合法第一条第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四号に掲げる者で政令で定めるものをもつて組織されていた国民貯蓄組合の組合員であつた者（以下「旧組合員」という。）で新法第六条の二第一項各号のうちいずれか

一の号に掲げるものについて非課税貯蓄申告書を提出しているものが、昭和三十八年四月一日以後に、政令で定めるところにより、同項各号のうち他の号のいずれか一に掲げるものを同項に規定する金融機関の営業所等（旧組合員のうち政令で定めるものについては、政令で定める金融機関の営業所等に限る。）において預入し、信託し、又は購入する場合には、同条第一項中「収益の分配については」とあるのは「収益の分配でこれらにつき最初に当該書類の提出があつた日から昭和四十年三月三十一日までの間に支払を受けるものについては」と、同条第二項中「非課税貯蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書」と、同条第三項中（以下本条において非課税貯蓄申告書という。）とあるのは（以下本条において特別非課税貯蓄申告書という。）に、その者が所得税法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第 号）附則第七条第二項に規定する旧組合員（以下旧組合員という。）であつたことを証する書類として命令で定められるものを添附し、これを、同条第四項中「非課税貯蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書」と、同条第五項中「非課税貯蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書」と、同条第六項中「及び非課税貯蓄申告書」とあるのは、「第三項に規定する書類及び特別非課税貯蓄申告書」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定は、旧組合員で新法第六条の二第一項各号のうちいずれか一の号に掲げるものについて非課税貯蓄申告書を提出しているものが、昭和三十八年六月一日において旧預金等（同項各号のうち他の号のいずれか一に掲げるもの）に該当するものに限る。）を有する場合について準用する。この場合において、第一項中「旧預金等に係る同項」とあるのは「旧預金等に係る第二項において準用する新法第六条の二第一項」と、「非課税貯蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書」と、「支払を受ける日前に当該金融機関の営業所等」とあるのは「支払を受ける日前に当該金融機関の営業所等（第二項に規定する旧組合員のうち政令で定めるもの）について、政令で定める金融機関の営業所等に限る。以下この項において同じ。」と読み替へるものとする。
（外国税控除額に係る経過規定）
第八条 新法第十五条の九第二項の前身以前五年内の各年のうちに昭和三十七年以前五年内のいずれか

の年が含まれる場合におけるその含まれる年に係る同項に規定する残額の計算に關しては、政令で定めるところによる。

2 新法第十五条の九第三項の以前五年内の各年のうちに昭和三十七年以前五年内のいずれかの年が含まれる場合には、その含まれる年に係る同項に規定するこえる部分の金額は、ないものとする。

(昭和三十八年分及び昭和三十九年分の予定納税基準額の計算の特例)

第九条 昭和三十八年分の所得税については、新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した金額により、その金額が六千円に満たないときは、予定納税基準額は、ないものとする。

一 納税義務者の昭和三十七年分の所得税の計算の基礎となつた総所得金額(昭和三十七年中に譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第二十一条の二第一項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの所得の金額を除外して計算したところによる。)から当該納税義務者の同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた事実に基づき、政令で定めるところにより、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)の規定による雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控

除額並びに附則第四条の規定により読み替えられた新法第十一条の八から第十二条までの規定による配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除し、その残額について、新法第十三条から第十五条までの規定により計算した税額から、同年分の所得税額の計算の基礎となつた事実に基づき、旧法の規定により計算した障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額、寄附金控除額、配当控除額及び外国税控除額を控除した金額

二 納税義務者が旧法第四十条に規定する給与の支払者から受け取つた昭和三十七年中の支給に係る給与所得について、同条第一項第二号に掲げる税額の計算の基礎となつた事実に基づいて求めた新法第四十条第一項第二号に掲げる税額

三 前号に規定する給与所得以外の昭和三十七年中の支給に係る給与所得について、旧法第三十八条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額

四 昭和三十七年分の所得につき旧法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税額(旧法第十七条に規定する所得、利子所得、退職所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係るものを除く。) 昭和三十七年分の所得税の総所得金額の計算について旧法第十一

条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けた納税義務者の前項に定める昭和三十八年分の予定納税基準額の計算の基礎となる同項第一号に規定する総所得金額は、同号の規定により計算した金額から、次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一 旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた納税義務者 昭和三十七年において当該納税義務者の同項に規定する青色事業専従者であつた者(昭和三十七年分の所得税について、当該納税義務者又は他の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族であつた者を除く。)が昭和三十八年において当該納税義務者からその前年に支給を受け取つた給与の金額に三千七百五十円を加算した金額に相当する給与の支給を受けるものとして附則第四条の規定により読み替えられた新法第十一条の二第二項の規定を適用した場合における同項に規定する青色事業専従者給与額に相当する金額のその前年において当該青色事業専従者につき旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた金額に対する増加額に相当する金額の合計額

二 旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた納税義務者 昭和三十七年において当該納税義務者の同項に規定する事業専従者であつた者につき、附則第四条の規定により読み替えら

れた新法第十一条の二第三項の規定を適用した場合における同項に規定する事業専従者控除額とその前年において旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた金額に対する増加額に相当する金額の合計額

3 前二項の規定は、昭和三十九年分の予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

条 項	読み替えられる規定	読み替える規定
第一項第一号	昭和三十七年改正前の所得税法(以下「旧法」という。)並びに附則第四条の規定により読み替えられた新法第十一条の八から第十二条までの規定による配偶者控除額	昭和三十八年新法、配偶者控除額
第一項第二号	旧法 昭和三十七年	新法 昭和三十八年
第一項第三号	旧法 昭和三十七年	新法 昭和三十八年
第一項第四号	旧法 昭和三十七年	新法 昭和三十八年
第二項	昭和三十七年旧法 昭和三十七年 昭和三十八年 附則第四条の規定により読み替えられた新法 昭和三十九年 千二百五十円 新法	昭和三十八年新法 附則第四条の規定により読み替えられた新法 昭和三十九年 千二百五十円 新法

4 前年分の所得税につき旧法第十一条の三又は新法第十一条の三の規定の適用があつた場合における昭和三十八年分及び昭和三十九年分の新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額の計算については、政令で定める。

(施行日前に出国した者に係る更正の請求) 第十一条 昭和三十八年四月一日前に支給すべき給与所得については、なお従前の例による。

第十條 新法第三十八條の規定並びに新法別表第三及び第四は、昭和三十八年四月一日以後に支給すべ

定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同年六月三十日まで、納税地の所轄税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができらる。

2 前項の更正の請求があつた場合における新法第四十七条において準用する新法第三十一条第四項の規定の適用については、同項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十八年四月一日」とする。

(罰則に係る経過規定)
第十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる旧国民貯蓄組合法の規定に基づく貯蓄に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)
第十三条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第五十条第九号ノ二を削り、第九号ノ三を第九号ノ二とし、第九号ノ三ノ二を第九号ノ三とする。

法人税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第二項中「命令で定めるところにより計算した金額は」の下に「命令の定めるところにより」を加え、「納付した」を「納付する」に、「前項」を「前三項」に、「当該内国法人が、命令の定めるところにより」を「当該内国法人が」に、「当該外国の法人税」を「外国の法人税」に、「その配当を受ける日の属する」を「命令で定める」に改め、同条第四項中「前三項」を「各項」に改め、「この法律の施行地外にその源泉がある所得で」を削り、「納付した」を「納付する」に改め、同条第一項中「この法律の施行地外にその源泉がある所得（以下外国から生じた所得という。）について」を「各事業年度において、」に、「当該所得の生じた日又は期間の属する事業年度」を「当該事業年度」に、「当該外国から生じた所得」を「当該所得でこの法律の施行地外にその源泉があるもの」に改め、「計算した金額」の下に「（以下外国税控除限度額という。）」を加え、「各事業年度の所得」を「当該事業年度の所得」に改め、同項の次に次の二項を加える。

内国法人が各事業年度において納付することとなる外国の法人税の額が当該事業年度の外国税控除限度額をこえる場合（命令で定められた額が当該事業年度の外国税控除限度額をこえる場合（命令で定め

る場合を除く。）において、当該事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度（以下本条において前五年以内の各事業年度という。）につき本条の規定により控除することができた金額のうち当該前五年以内の各事業年度の外国税控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度における前項の規定にかかわらず、当該事業年度の外国税控除限度額に、当該前五年以内の各事業年度の外国税控除限度額から当該控除することができた金額を控除した残額（命令で定める金額に限る。）に相当する金額を加算した金額とする。

内国法人が各事業年度において納付することとなる外国の法人税の額が当該事業年度の外国税控除限度額に満たない場合において、その前五年以内の各事業年度において納付することとなつた外国の法人税の額のうち当該前五年以内の各事業年度における前二項の規定による控除の限度をこえる部分の金額（命令で定める金額に限る。）があるときは、当該こえる部分の金額に相当する額の外国の法人税は、当該事業年度において納付することとなつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

第十七条の二第二項中「百分の十を」を「百分の十五を」に、「年五十万円」を「年百万円」に改め、同条第三項中「年五十万円」を「年百万円」に改める。

第二十六条の七第一項中「この法律の施行地外にその源泉がある所得

について」を削り、同条第二項中「この法律の施行地外にその源泉がある所得について」を「その」に改める。
第二十六条の九第四項中「この法律の施行地外にその源泉がある所得について」を「その」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人（新法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十八年四月一日以後に終了する事業年度の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の法人税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新法第十条の三第二項の前五年以内の各事業年度のうちに昭和三十八年四月一日前五年以内に終了したものがあつた場合におけるその事業年度に係る同項に規定する残額の計算に関しては、政令で定めるところによる。

4 新法第十条の三第三項の前五年以内の各事業年度のうちに昭和三十八年四月一日前五年以内に終了したものがあつた場合には、その事業年度に係る同項に規定すること

る部分の金額は、ないものとする。